

第3次南風原町障がい者計画・ 南風原町第4期障がい福祉計画

『“ちむぐくるの支えあい”』

～ ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原 ～



平成27年3月
沖縄県南風原町



ごあいさつ

本町におきましては、障がい者が地域の一員として共に暮らせる共生社会の実現に向けて、障がい者の自立と安心した暮らしを支えるために、平成24年3月に「ちむぐくるの支えあい～ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原～」を基本理念とする「第2次南風原町障がい者計画・南風原町第3期障がい福祉計画」を策定し、多様な障がい者施策を推進してまいりました。

この間、「障害者自立支援法」に代わり、「障害者総合支援法」が平成25年4月より施行され、「障害福祉計画」の法的根拠も「障害者総合支援法」となりました。

また、「障害者虐待防止法」の施行、「障害者差別解消法」の成立、「障害者優先調達法」の施行など様々な障がい者施策の見直しが進められてまいりました。

さらに、本県におきましては「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会条例(共生社会条例)」が施行されました。

このような状況の中、これからも、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し、支えあいながら、安心して共に暮らせる共生社会の実現を目指すことは、とても重要なこととなります。そのため、本町の障がいのある方の実情と各種法制度改正の主旨等を踏まえた上で、障がい者福祉施策の更なる推進を図るために「第3次南風原町障がい者計画・南風原町第4期障がい福祉計画」を策定いたしました。

計画の推進にあたりましては、町民の皆様をはじめサービス事業所、関係機関、関係団体等と連携・協力し全力で取り組んでまいります。今後とも皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり「障がい者生活実態・意向調査」にご協力頂きました皆様、また、計画の策定にご尽力頂きました「南風原町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会」の委員の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

南風原町長 城間俊安

≫ 目 次 ≪

ごあいさつ

障がい者計画

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画の背景・主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5. アンケート調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6. 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 障がい福祉を取巻く現状

- 1. 障がい者の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2. 障害福祉サービスの利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3. 障害児通所支援・相談支援の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 4. 地域生活支援事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 3. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第4章 施策の推進

- 第1節 安心して共に暮らせるまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
 - 1. 理解と権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
 - 2. 保育・教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
 - 3. 防災・防犯対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 第2節 健やかで自立を支えるまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
 - 1. 保健・医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
 - 2. 自立生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 第3節 住み良い環境と生きがいの持てるまち・・・・・・・・・・・・ 60
 - 1. 生活環境の整備推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
 - 2. 社会参加・生きがい活動の推進・・・・・・・・・・・・ 62

第5章 計画の推進に向けて

- 1. 庁内計画推進体制の整備…………… 65
- 2. 地域及び関係機関等との連携…………… 65
- 3. 計画の周知…………… 65
- 4. 計画の点検・評価…………… 66

障がい福祉計画

第1章 計画の目的

- 1. 計画の目的…………… 69

第2章 障害福祉サービスの推進

- 1. 成果目標の設定…………… 71
- 2. 障害福祉サービスの見込量…………… 73
- 3. 障害児通所支援・相談支援の見込量…………… 79

第3章 地域生活支援事業の推進

- 1. 地域生活支援事業の見込量…………… 83
- 2. 障がい者自立支援協議会の充実…………… 89

資料編

- 関係法律の整備に関する法律の概要…………… 93
- 障がい者のためのシンボルマーク…………… 100
- ユニバーサルデザインについて…………… 102
- 南風原町障がい者計画策定委員会設置条例…………… 105
- 南風原町障がい福祉計画策定委員会設置要綱…………… 107
- 障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会名簿…………… 109
- 南風原町障がい者計画・障がい福祉計画の策定について(諮問) …… 110
- 南風原町障がい者計画・障がい福祉計画の策定について(答申) …… 111

障がい者計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景・主旨

本町においては、平成24年3月に「“ちむぐくるの支えあい”～ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加の町 南風原町～」を基本理念として障がい者の自立と社会参加の実現を目指して、「第2次南風原町障がい者計画・南風原町第3期障がい福祉計画」を策定しました。この計画は障害者基本法に基づき福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくりなど広範な施策分野にわたる「市町村障害者計画」と障害者自立支援法に基づき障害福祉サービスや地域生活支援事業等の見込量並びに見込量の確保の方策を定める「障害福祉計画」を一体的に策定した計画です。

その後、平成24年6月には障害者自立支援法に代わり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が制定され、翌平成25年4月に施行されました。これにより「障害福祉計画」は障害者総合支援法に基づく計画となります。

障害者総合支援法の基本理念として「法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること」が掲げられています。そして「障害者の範囲の拡大」「障害支援区分の創設」「障害者に対する支援の充実」「サービス基盤の計画的整備」が新たに加えられました。

また、平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、障害のある人への虐待の防止や養護者に対する支援に努めるとともに、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した人への通報義務が課されることとなりました。さらに、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立し、平成28年4月から施行されることになっています。同法では、公共機関において、障害のある人や家族から「社会的障壁の除去」を求められた場合には、障害のある人が他の者と同じように権利や機会をもち、行使ができるような調整を行う、「合理的配慮」を義務付けられることが示されました。

こうした一連の法整備を経て、我が国は平成26年1月に国際人権法に基づく「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」に正式に批准されました。

沖縄県においても、平成25年10月に「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(共生社会条例)」が成立し、平成26年4月1日より全面施行となりました。同条例では、「障害を理由とする差別の禁止等」「障害を理由とする差別等を解消するための支援」「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策」を掲げています。

このような動きのなか、地域における障がいのある人の社会参加の機会の確保など、共生社会を実現していくことや、障がいのある人を個人として尊重する社会のあり方がより強く求められるようになっていきます。

本町では、「第2次南風原町障がい者計画・南風原町第3期障がい福祉計画」が見直しの時期にきており、以上のような国、県及び社会の動向を踏まえ、本町における障がい者施策を一層推進するために「第3次南風原町障がい者計画・南風原町第4期障がい福祉計画」を策定します。

2. 計画の法的根拠

○第3次南風原町障がい者計画

南風原町障がい者計画は、障害者基本法の第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」です。

第十一条

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○南風原町第4期障がい福祉計画

南風原町第4期障がい福祉計画は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(障害者総合支援法)第88条に基づく「市町村障害福祉計画」で、国が示す基本指針を受けて策定される計画です。

第八十八条

- 2 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

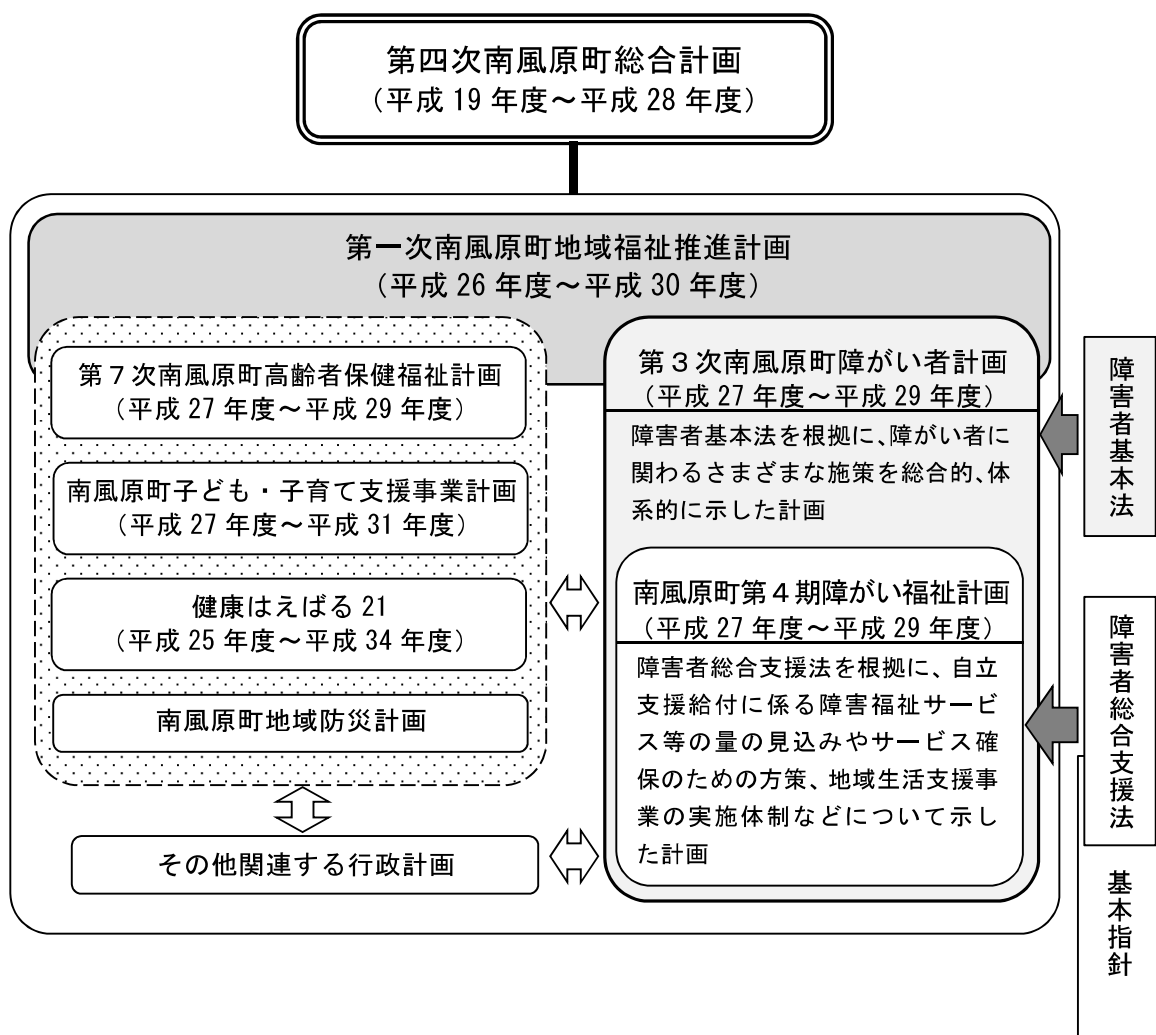


3. 計画の位置づけ

(1) 関連する計画との整合

○本計画は、「第四次南風原町総合計画」に即するもので、総合計画の個別計画として位置づけられます。

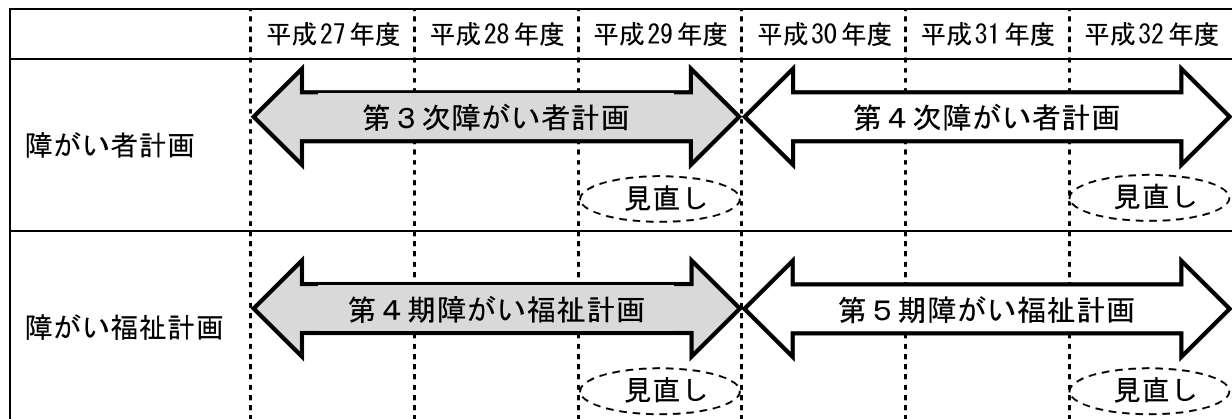
○本計画は、「第一次南風原町地域福祉推進計画」と整合性を図ります。「第7次南風原町高齢者保健福祉計画」、「南風原町子ども・子育て支援事業計画」、「健康はえばる21」、「南風原町地域防災計画」及び関連する他分野の個別計画との整合性を図ります。



4. 計画期間

「障がい福祉計画」は、基本指針で3年を1期とする計画期間が定められています。このため、平成27年度から平成29年度までを第4期計画期間として策定します。

また、「障がい者計画」についても、「障がい福祉計画」との整合性を図る観点から、計画期間並びに見直しの時期を同じくします。



5. アンケート調査の実施

(1) 調査の目的

南風原町第3次障がい者計画及び第4期障がい福祉計画の策定にあたり、必要な基礎資料を得ることを目的に調査を行いました。

(2) 調査対象者

平成26年10月1日現在で、南風原町に住所を有する障害者手帳をお持ちの在宅の障がい者全員を対象に調査を行いました。

(3) 調査の方法

調査票(アンケート)は郵送により配布・回収を行いました。

(4) 配布・回収状況

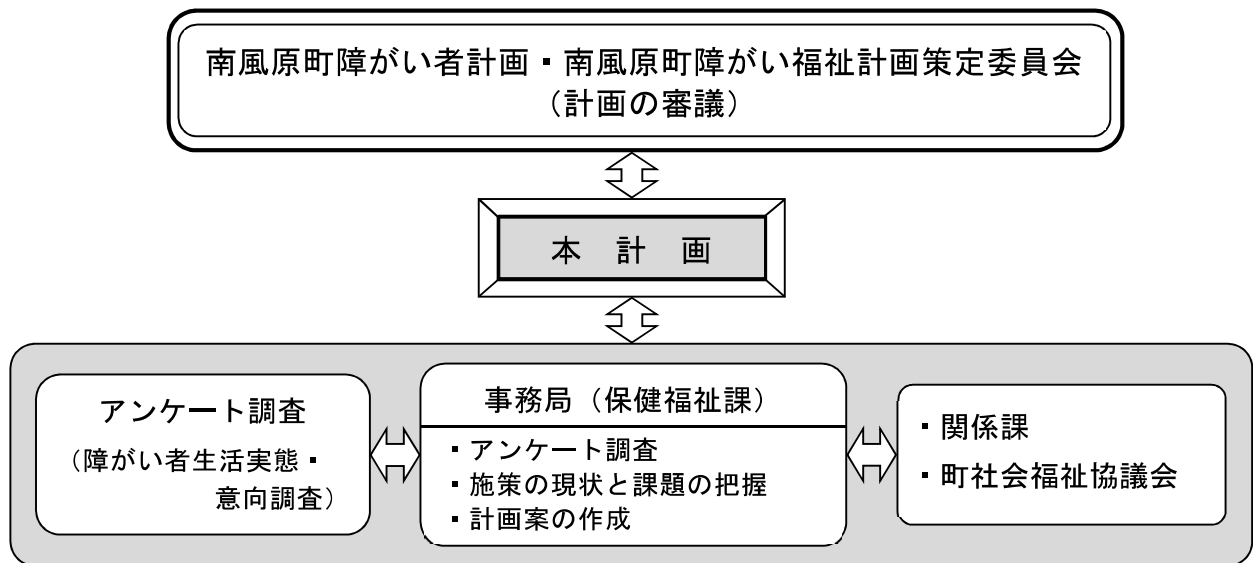
調査票の配布数は3障害を合わせた全体で1,813件で有効回収数は794件、有効回収率は43.8%となります。

	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障害者	1,123	493	43.9
知的障害者	223	90	40.4
精神障害者	467	211	45.2
計	1,813	794	43.8

6. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、事務局(保健福祉課)において、アンケート調査により障がい者の生活の様子やニーズ等を把握するとともに、関係課における事業の実施状況や課題等の把握及び町の実情を踏まえた上で、計画案を作成しました。

また、有識者をはじめ関係機関、福祉施設、関係団体の代表者及び障がい者代表によって構成される「南風原町障がい者計画・南風原町障がい福祉計画策定委員会」を設置し、計画案に対する審議を行い、委員会の意見、提言を踏まえて本計画を策定しました。



第2章 障がい福祉を取巻く現状

1. 障がい者の概況

(1) 障害者手帳所持者

身体、療育、精神の障害者手帳所持者はいずれも増加にあり、身体が最も多く平成26年では全体の66.1%を占めます。平成22年に対する平成26年の手帳所持者総数の伸びは1.33(519人増)となります。また、手帳種類別の伸びでは療育が2.04と最も大きくなります。

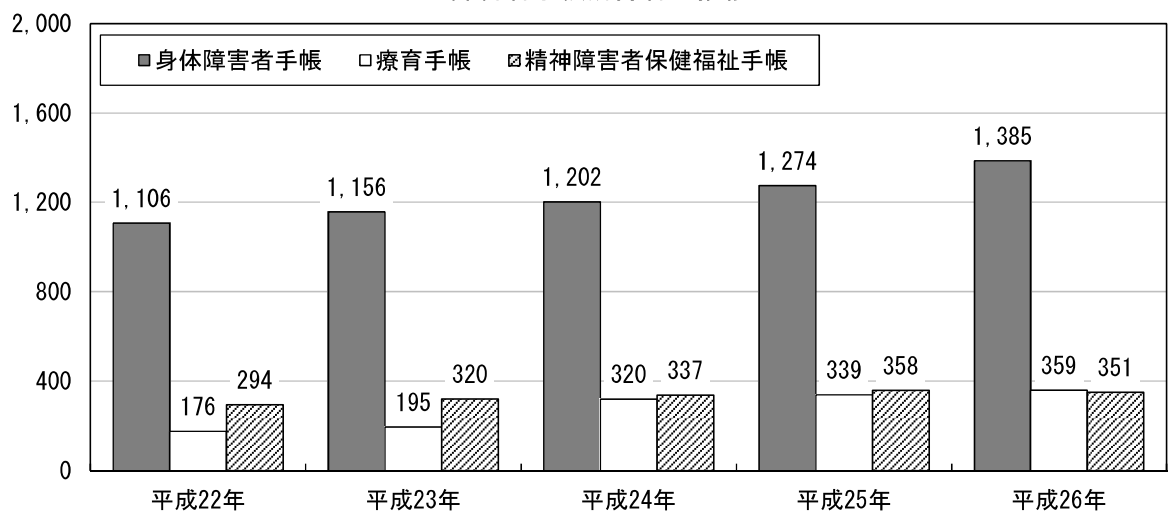
【障害者手帳所持者の推移】

(単位：人、%)

区分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	対H22年 伸び率
総数		1,576	1,671	1,859	1,971	2,095	1.33
手帳の種類	身体障害者手帳	1,106	1,156	1,202	1,274	1,385	1.25
	療育手帳	176	195	320	339	359	2.04
	精神障害者保健福祉手帳	294	320	337	358	351	1.19
構成比	身体障害手帳	70.2	69.2	64.7	64.6	66.1	
	療育手帳	11.2	11.7	17.2	17.2	17.1	
	精神障害者保健福祉手帳	18.7	19.2	18.1	18.2	16.8	

資料：町保健福祉課(各年10月1日現在)

障害者手帳所持者の推移



(2) 障害者の年齢

障害手帳を持つ障がい者の年齢は、身体障害者では各年齢層で増える傾向にあり、また、年齢層が高いほど多く 65 歳以上が半数以上を占め、構成比も年々高くなっています。

知的障害者では、18 歳以上 65 歳未満が最も多くなりますが、18 歳未満が増加傾向にあり、平成 25 年と平成 26 年の構成比は各 25% 台となります。

精神障害者では、人数は少ないものの以前はみられなかった 18 歳未満の手帳所持者がいます。一方、65 歳以上の者は減少傾向にあります。

【障害者手帳所持者の年齢】

単位：人、%

年齢層	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年	
		構成比		構成比		構成比
身体障害者	1202	64.7	1274	64.6	1385	66.1
18 歳未満	45	3.7	49	3.8	52	3.8
18 歳以上 65 歳未満	538	44.8	552	43.3	567	40.9
65 歳以上	619	51.5	673	52.8	766	55.3
知的障害者	320	17.2	339	17.2	359	17.1
18 歳未満	73	22.8	85	25.1	91	25.3
18 歳以上 65 歳未満	242	75.6	242	71.4	257	71.6
65 歳以上	5	1.6	12	3.5	11	3.1
精神障害者	337	18.1	358	18.2	351	16.8
18 歳未満	2	0.6	5	1.4	5	1.4
18 歳以上 65 歳未満	246	73.0	273	76.3	268	76.4
65 歳以上	89	26.4	80	22.3	78	22.2

資料：町保健福祉課（各年 10 月 1 日現在）



(3) 身体障害の内訳

身体障害の内訳をみると、「内部機能障害」が最も多く、次に「肢体不自由」で、両障害を合わせると平成 26 年では身体障害者の 78.9%を占めます。

平成 24 年に対する平成 26 年の増数をみると、「肢体不自由」と「心臓機能障害」の増が大きく、次に「聴覚障害」、「じん臓機能障害」が比較的大きくなります。

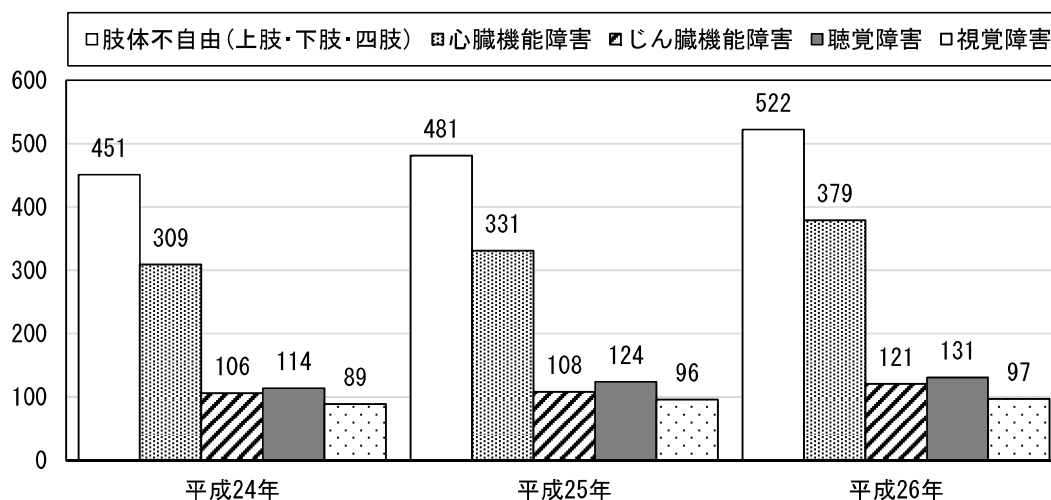
【身体障害の内訳】

単位：人、%

内訳	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年		
		構成比		構成比		構成比	対平成 24 年 増数
視覚障害	89	7.4	96	7.5	97	7.0	8
聴覚障害	114	9.5	124	9.7	131	9.5	17
音声・言語機能障害	16	1.3	16	1.3	16	1.2	0
肢体不自由(上肢・下肢・四肢)	451	37.5	481	37.8	522	37.7	71
体幹機能障害	53	4.4	52	4.1	49	3.5	-4
内部機能障害	479	39.9	505	39.6	570	41.2	91
心臓機能障害	309	25.7	331	26.0	379	27.4	70
じん臓機能障害	106	8.8	108	8.5	121	8.7	15
呼吸器機能障害	17	1.4	18	1.4	19	1.4	2
ぼうこう機能障害	26	2.2	26	2.0	27	1.9	1
直腸・小腸機能障害	7	0.6	9	0.7	11	0.8	4
免疫機能障害	2	0.2	2	0.2	2	0.1	0
その他	12	1.0	11	0.9	11	0.8	-1
合 計	1,202		1,274		1,385		183

資料：町保健福祉課（各年 10 月 1 日現在）

身体障害の内訳別人数の推移（上位 5 位）



(4) 障害の程度

1) 身体障害の程度

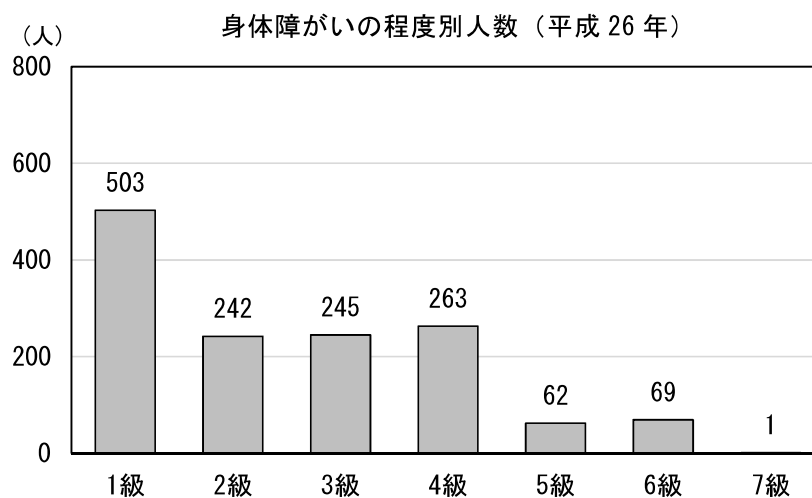
身体障害者の障害の程度（等級）は、「1 級」が 36.3%と最も高く、「2 級」の 17.5%を合わせると、1～2 級の重度者が 53.8%と半数以上を占めます。また、「3 級」と「4 級」を合わせた中度者が 36.7%、「5 級」から「7 級」を合わせた軽度者が 9.6%と、障害の程度が軽いほど割合は低くなります。

【身体障害の程度】

（単位：人、％）

障害の内訳	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
視覚障害	54	24	3	6	7	3	0
聴覚障害	13	41	9	24	0	43	1
音声・言語機能障害	6	0	3	7	0	0	0
肢体不自由	142	153	67	90	48	22	0
体幹機能障害	29	13	2	0	5	0	0
心臓機能障害	137	8	137	97	0	0	0
じん臓機能障害	111	0	10	0	0	0	0
呼吸器機能障害	7	1	8	3	0	0	0
ぼうこう機能障害	0	0	2	25	0	0	0
直腸・小腸機能障害	1	1	0	9	0	0	0
免疫機能障害	0	1	1	0	0	0	0
その他	3	0	3	2	2	1	0
合 計	503	242	245	263	62	69	1
構成比	36.3	17.5	17.7	19.0	4.5	5.0	0.1

資料：町保健福祉課（平成 26 年 10 月 1 日現在）



2) 知的障害の程度

知的障害者の障害の程度をみると、「B 2 (軽度)」が最も多く、程度が重くなるほど人数は少なくなります。

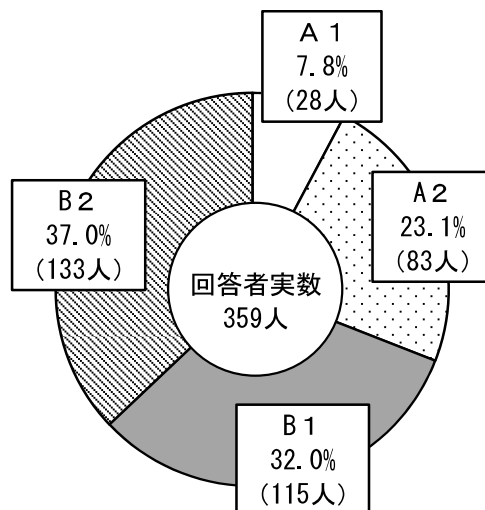
【知的障害の程度】

(単位:人、%)

程 度	平成 26 年	
	人数	構成比
A 1 (最重度) IQ20 以下	28	7.8
A 2 (重 度) IQ21～35	83	23.1
B 1 (中 度) IQ36～50	115	32.0
B 2 (軽 度) IQ51～70	133	37.0
合 計	359	100.0

資料：町保健福祉課(平成 26 年 10 月 1 日現在)

知的障がいの程度（平成 26 年）



3) 精神障害の程度

精神の等級(程度)は重い順から 1 級、2 級、3 級とあり、本町では「2 級」が 60.3%と最も多く、次に「1 級」が 26.4%となります。

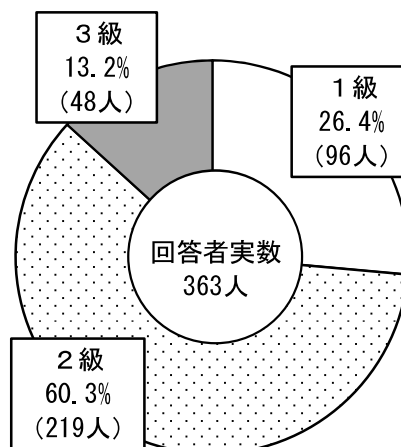
【精神障害の等級】

(単位:人、%)

等 級	平成 26 年	
	人数	構成比
1 級	96	26.4
2 級	219	60.3
3 級	48	13.2
合 計	363	100.0

資料：町保健福祉課(平成 26 年 10 月 1 日現在)

精神障がいの等級（平成 26 年）



(5) 手当支給・医療費助成

1) 手当支給

※¹ 特別児童扶養手当の支給者は年々増え続け、平成 23 年度の 141 人に対し平成 26 年度では 170 人となります。

※² 特別障害者手当の支給者は減少傾向にあり、平成 23 年度の 34 人に対し平成 26 年度では 28 人となります。また、※³ 障害児福祉手当の支給者は平成 24 年度以降 40 人台で推移しています。

【手当支給者数】

単位：人

内訳	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特別児童扶養手当	141	149	160	170
特別障害者手当	34	30	30	28
障害児福祉手当	29	42	42	46

資料：町子ども課(平成 26 年度は 12 月 1 日時点)

2) 重度心身障害者(児)医療費助成

※⁴ 重度心身障害者(児)医療費助成者数は、平成 23 年度以降 600 人前後で推移しています。

【重度心身障害者(児)医療費助成者数】

単位：人

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
517	560	601	608	592

資料：町保健福祉課(各年度末現在)



※1 特別児童扶養手当

心身に重度または中度の障がいがある 20 歳未満の児童を扶養している父母、あるいは父母に代わって児童を養育している方を対象に手当を支給します。

※2 特別障害者手当

精神又は身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の障がい者で、福祉保健所長の認定を受けた方に手当を支給します。

※3 障害児福祉手当

精神又は身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の障がい児で、福祉保健所長の認定を受けた方に手当を支給します。

※4 重度心身障害者医療費助成制度

障がい者及び家族の経済的負担を軽減するために、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を市町村と県で助成する制度です。

(6) 自立支援医療の支給状況

1) 更生医療

更生医療の給付者総数は年々増えてきており、給付の内訳では「じん臓機能障害」が最も多いものの人数は横ばいで、構成比は低下傾向にあります。一方、「心臓機能障害」が増えてきており、構成比も高くなってきています。

【更生医療給付者数】

(単位：人、%)

内 訳	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
肢体不自由	0	0.0	1	0.7	1	0.6
心臓機能障害	43	28.9	45	29.8	64	37.9
じん臓機能障害	103	69.1	103	68.2	102	60.4
免疫機能障害	3	2.0	2	1.3	2	1.2
総 数	149	100.0	151	100.0	169	100.0

資料：町保健福祉課

2) 育成医療

育成医療の給付者総数は、平成 23 年度の 16 人から平成 25 年度では 67 人と 4 倍以上に増えています。給付の内訳では「その他内臓」が平成 23 年度と平成 24 年度では最も多く、次に「肢体不自由」となりますが、平成 24 年度では「肢体不自由」が最も多くなります。そのほかでは「音声・言語・そしゃく」、「心臓」が比較的多くなります。

【育成医療給付者数】

(単位：人、%)

内 訳	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
肢体不自由	4	25.0	16	33.3	14	20.9
視覚	0	0.0	5	10.4	3	4.5
聴覚・平衡	1	6.3	2	4.2	2	3.0
音声・言語・そしゃく	2	12.5	7	14.6	9	13.4
心臓	2	12.5	5	10.4	7	10.4
腎臓	0	0.0	0	0.0	1	1.5
小腸	0	0.0	0	0.0	0	0.0
免疫	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の内部障害	7	43.8	13	27.1	31	46.3
総 数	16	100.0	48	100.0	67	100.0

資料：沖縄県障害保健福祉課・町保健福祉課

3) 精神通院医療費支給認定者数

精神通院医療費支給認定者総数は毎年増え続けており、平成 25 年度では 889 人となります。病類としては「統合失調症」による支給認定者が毎年最も多く、次に「気分(感情)障害」、「てんかん」となります。

支給認定者数と精神障害者保健福祉手帳所持者の人数を比較すると、支給認定者数がおおよそ 2.5 倍多い状況です。

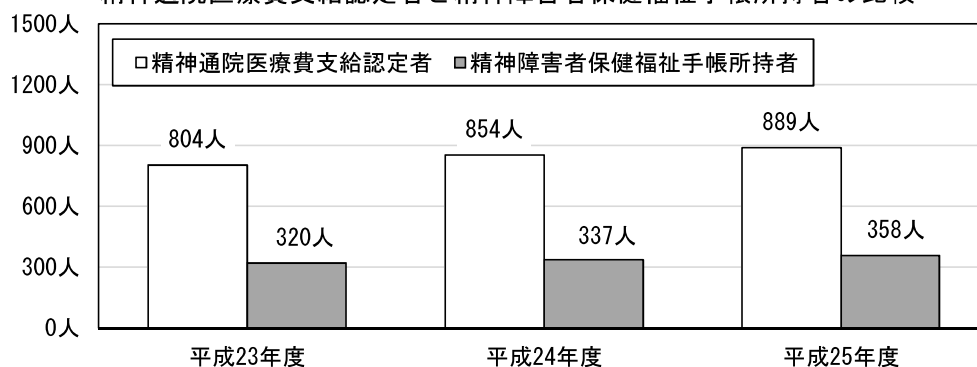
【精神通院医療費支給認定者数（病類別）】

(単位：人、%)

病 類	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
統合失調症	287	35.7	302	35.4	283	31.8
気分(感情)障害	218	27.1	229	26.8	260	29.2
てんかん	134	16.7	143	16.7	143	16.1
神経症	47	5.8	49	5.7	35	3.9
心理的発達障害	29	3.6	31	3.6	36	4.0
アルツハイマー	26	3.2	26	3.0	27	3.0
アルコール依存症	18	2.2	27	3.2	30	3.4
知的障害	10	1.2	9	1.1	9	1.0
アルコール性精神病	6	0.7	6	0.7	7	0.8
その他気分障害	6	0.7	5	0.6	1	0.1
その他器質性精神障害	5	0.6	7	0.8	8	0.9
非定型精神病	4	0.5	3	0.4	2	0.2
不明	4	0.5	0	0.0	1	0.1
接枝分裂症	3	0.4	3	0.4	0	0.0
人格障害	3	0.4	4	0.5	3	0.3
その他認知症	3	0.4	4	0.5	9	1.0
その他中毒性精神病	1	0.1	1	0.1	1	0.1
心因反応	0	0.0	0	0.0	0	0.0
脳血管性認知症	0	0.0	0	0.0	4	0.4
総 数	804	100.0	854	100.0	889	100.0

資料：町保健福祉課(各年度とも 4 月 1 日～3 月 31 日の間に、治療予定期間のあった方の数)

精神通院医療費支給認定者と精神障害者保健福祉手帳所持者の比較



(7)補装具費の利用状況

補装具費の支給件数としては、「補聴器」、「装具」、「車いす」が多い状況です。

【補装具費の支給件数】

単位：件

補装具			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
肢体不自由	義肢	義足	1	0	0
	装具	下肢	9	14	7
		靴型	4	3	3
		上肢	1	1	0
	座位保持装置		3	7	5
	車いす	普通型	2	4	3
		その他	4	6	4
	電動車いす	手動兼用型	2	0	0
		その他		0	2
	歩行器			1	1
	歩行補助つえ	つえ（Ｔ字状・棒状のつえ）	1	1	2
頭部保持具（児童のみ対象）			5	4	
視覚障害	盲人安全つえ		6	2	2
	義眼			0	0
	眼鏡	矯正眼鏡	1	0	0
		遮光眼鏡		0	2
聴覚障害	補聴器	重度難聴用箱形		2	1
		重度難聴用耳掛形	5	8	3
		高度難聴用箱形	2	1	0
		高度難聴用耳掛形	5	8	1
		F M補聴器	2	0	0
計			48	58	40

資料：町保健福祉課（各年度末現在）



(8) 障がい児の保育

本町では、障がいや発育・発達が気になる未就学の子について、早期療育の観点から、親子で通園し、親子同士の交流や集団生活の訓練、発達に関する指導等を行うために「親子通園事業」を実施しています。

また、町内ほとんどの保育所(園)で障がい児保育を実施しており、障がい児に対し、加配の保育士の配置や専門家による訪問巡回指導等が行われています。障がい児保育の対象児は平成24年以降増える傾向にあり、平成26年では24人となります。

【障がい児の療育・保育】

単位：人

施設等名称		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
親子通園事業（ゆうな園）		10	9	7	10	9
保育所 (園)	宮平保育所	2	1	2	4	3
	津嘉山保育園	1	2	1	1	1
	かねぐすく保育園	3	3	2	1	3
	はなぞの保育園	1	2	2	2	2
	若夏保育園	2	2	2	2	2
	みつわ保育園	1	1	1	0	0
	さんご保育園	3	3	0	2	2
	はえばる保育園	3	3	1	1	0
	ていだ保育園	2	2	0	0	1
	なのはな保育園	1	1	0	0	1
小計		20	14	18	23	24

資料：通園事業は町保健福祉課、保育所(園)は町子ども課（各年4月1日現在）

(9) 特別支援教育

1) 幼稚園

幼稚園に在籍する特別な支援を必要とする子は、3～6人で推移しています。

【特別支援教育(幼稚園)】

単位：人

施設等名称	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
南風原幼稚園	2	0	2	1	3
津嘉山幼稚園	2	4	2	2	1
北丘幼稚園	1	0	0	0	0
翔南幼稚園	0	2	1	0	1
計	5	6	5	3	5

資料：町教育委員会（各年5月1日現在）

2) 小中学校

小中学校では、通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な特別な支援を必要とする子について、一人ひとりの障がいの状況や特性に応じた指導・支援を行うために、特別支援学級を設置しています。特別支援学級は特別な支援を必要とする子の状況に合わせて知的、言語、情緒の学級を設置しています。在籍する子は毎年知的の学級が最も多く、特に平成 25 年と 26 年の増加が大きくなります。また、同じく情緒の学級の人数も平成 25 年と平成 26 年では大きく増えており、知的の学級よりも顕著な増となっています。

【特別支援学級】

単位：人

学校名		平成 22 年			平成 23 年			平成 24 年			平成 25 年			平成 26 年		
		知的	言語	情緒	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒
小学校	南風原小学校	11	3	0	7	3	0	6	3	3	9	2	4	10	3	12
	津嘉山小学校	4	6	4	5	6	0	5	6	5	9	6	5	11	7	10
	北丘小学校	6	2	1	8	2	4	11	2	0	12	4	3	9	4	4
	翔南小学校	5	0	0	4	0	0	4	0	0	6	0	0	3	0	5
中学校	南風原中学校	4	0	0	4	0	0	3	0	0	2	0	4	10	0	4
	南星中学校	6	0	0	6	0	3	3	1	2	5	1	3	6	0	4
計		36	11	5	34	11	7	32	12	10	43	13	19	49	14	39
合計		52			52			54			75			102		

資料：町教育委員会(各年 5 月 1 日現在)



2. 障害福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービスの利用状況

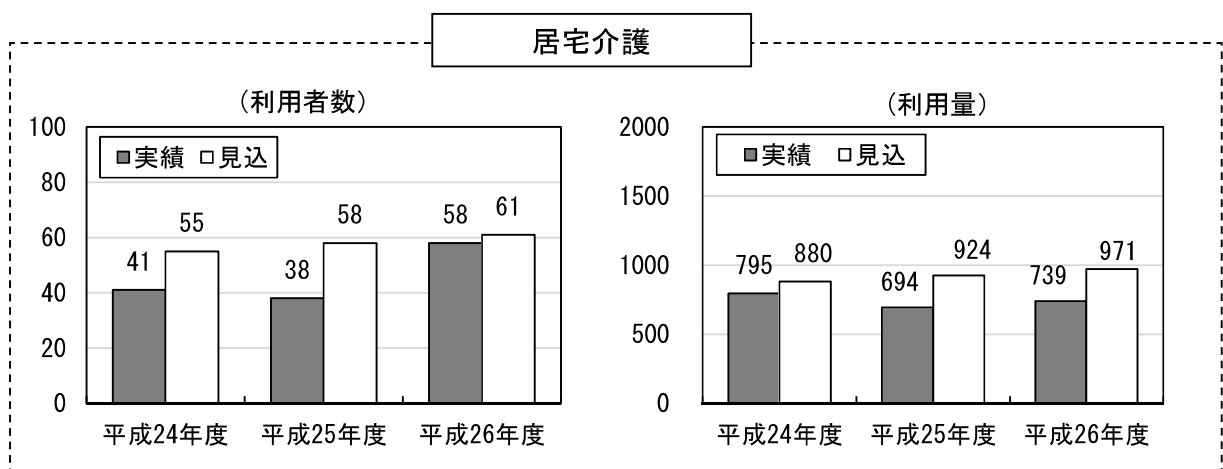
○訪問系サービスでは、居宅介護の利用者が最も多く、次に「同行援護」となります。また、「行動援護」の利用者は毎年度 1 人で、「重度訪問介護」と「重度障害者等包括支援」の利用実績はありません。

○第 3 期計画策定時の見込みとこれまでの実績を比べると、「居宅介護」、「行動援護」、「同行援護」の利用者数、利用量はいずれも見込が実績を上回ります。また、「重度訪問介護」は平成 25 年度より利用を見込んでいましたが実績はありません。「重度障害者等包括支援」については見込んでおらず、実績もありません。

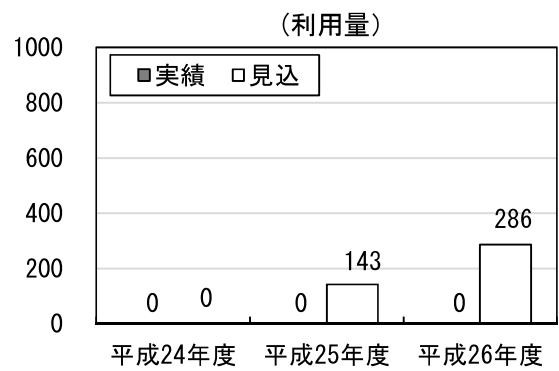
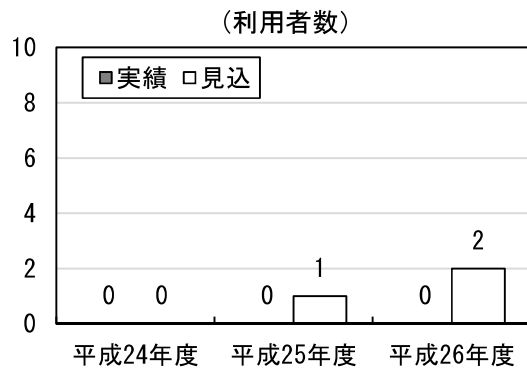
訪問系サービスの利用状況

サービス名			平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
			利用者数 (人/月)	利用量 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (時間/月)
訪問系	居宅介護	実績	41	795	38	694	58	739
		見込	55	880	58	924	61	971
	重度訪問介護	実績	0	0	0	0	0	0
		見込	0	0	1	143	2	286
	行動援護	実績	1	8	1	5	1	9
		見込	2	13	2	14	2	15
	同行援護	実績	17	341	17	296	18	293
		見込	24	648	24	648	24	648
	重度障害者等包括支援	実績	0	0	0	0	0	0
		見込	0	0	0	0	0	0

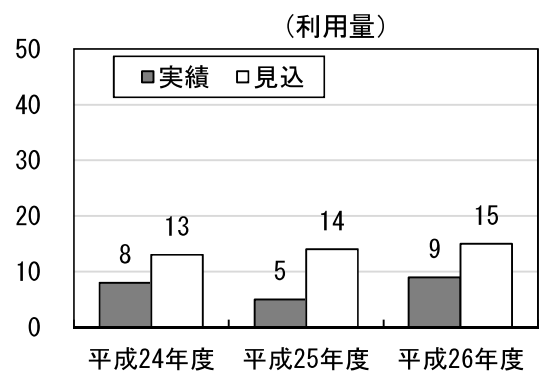
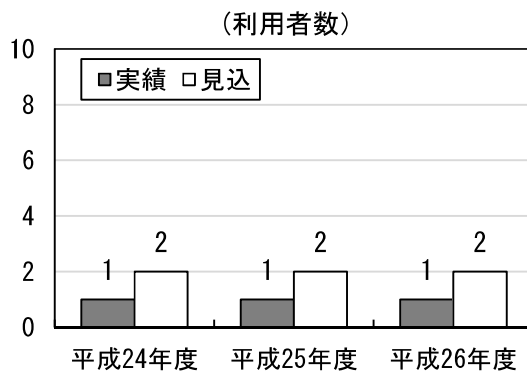
※平成 26 年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第 3 期計画策定時の見込み



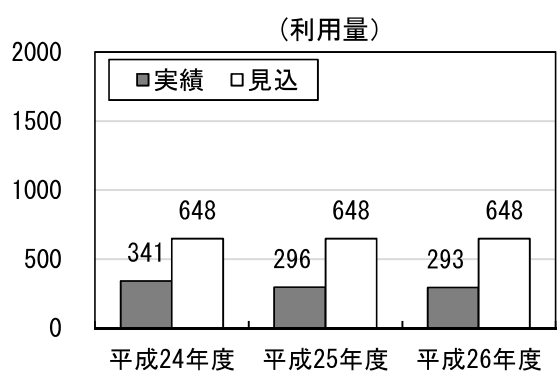
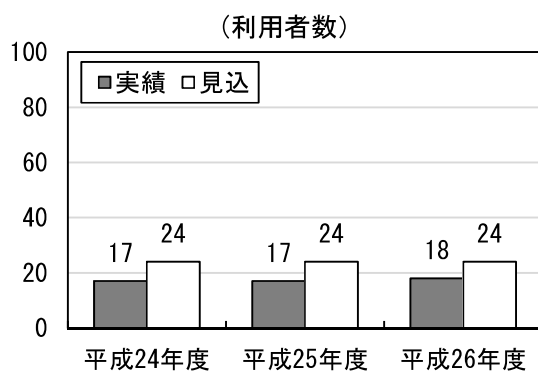
重度訪問介護



行動援護



同行援護



(2) 日中活動系サービスの利用状況

- 日中活動系サービスでは、「生活介護」、「自立訓練(生活訓練)」、「就労継続支援(A型とB型)」の各サービスで毎年度利用者は増えており、中でも「就労継続支援(B型)」の利用者が最も多く、次に「生活介護」が多い状況です。また、「短期入所」が平成26年度で大きく増える見込みです。「自立訓練(機能訓練)」は0～2人で推移し、「就労移行支援」は平成25年度から利用があります。「療養介護」は平成25年度、平成26年度とも8人となります。
- 利用量は、「生活介護」、「就労継続支援(A型とB型)」が利用者の増に伴い増え続けています。また、「就労移行支援」は平成26年度は利用者の減により減少しています。
- 一方、「自立訓練(機能訓練と生活訓練)」、「短期入所」は利用者の人数との関係性は特にみられません。
- 第3期計画策定時の見込みとこれまでの実績を比べると、利用者数については、「生活介護」「就労継続支援(B型)」で毎年度実績が見込みを大きく上回り、「就労継続支援(A型)」、「療養介護」では平成25年度と平成26年度、「短期入所」では平成26年度で実績が見込みを上回ります。
- 利用量の比較では、「生活介護」、「就労継続支援(A型とB型)」で毎年度実績が見込みを大きく上回り、逆に、「自立訓練(機能訓練)」、「就労移行支援」では見込みが実績を大きく上回ります。「自立訓練(生活訓練)」では平成25年度、「短期入所」では平成24年度で実績が見込みを上回りますが、他の年度では見込みと実績に大差ありません。

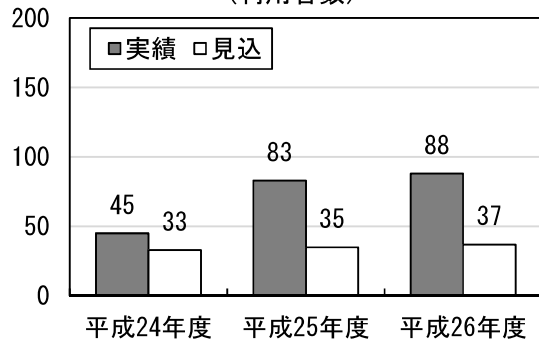
日中活動系サービスの利用状況

サービス名			平成24年度		平成25年度		平成26年度(見込)	
			利用者数 (人/月)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (人日/月)
日中活動系	生活介護	実績	45	932	83	1,704	88	1,706
		見込	33	541	35	595	37	625
	自立訓練 (機能訓練)	実績	2	28	0	0	1	3
		見込	2	40	2	40	2	40
	自立訓練 (生活訓練)	実績	3	52	5	91	6	69
		見込	5	61	5	64	5	67
	就労移行支援	実績	0	0	14	202	8	75
		見込	11	220	12	240	13	260
	就労継続支援 (A型)	実績	4	86	10	174	16	193
		見込	4	60	4	60	4	60
	就労継続支援 (B型)	実績	74	1,424	84	1,519	107	1,614
		見込	50	796	53	836	56	878
	療養介護	実績	2		8		8	
		見込	2		2		2	
	短期入所	実績	8	58	8	41	21	46
		見込	6	36	7	42	8	48

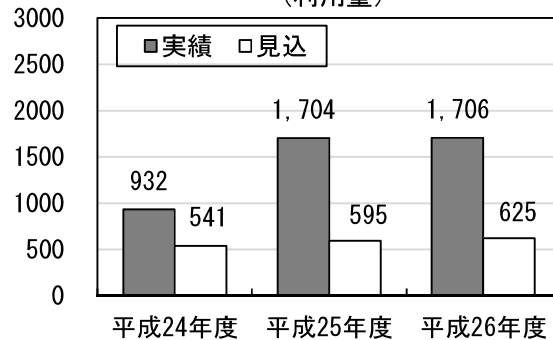
※平成26年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第3期計画策定時の見込み

生活介護

(利用者数)

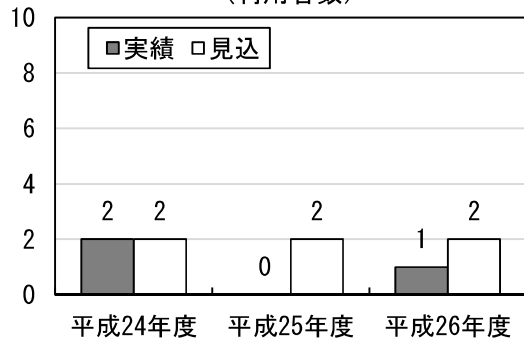


(利用量)

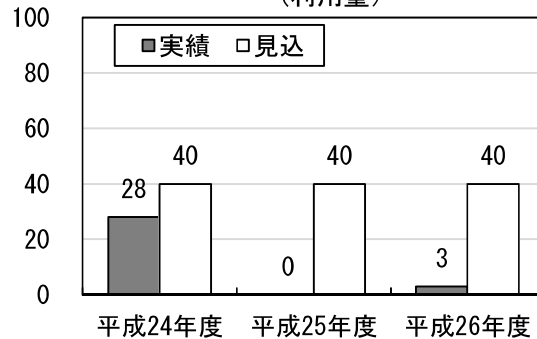


自立訓練(機能訓練)

(利用者数)

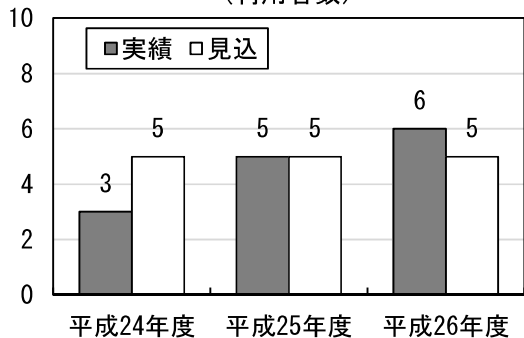


(利用量)

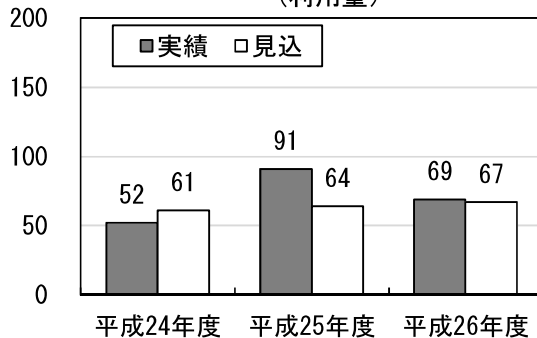


自立訓練(生活訓練)

(利用者数)

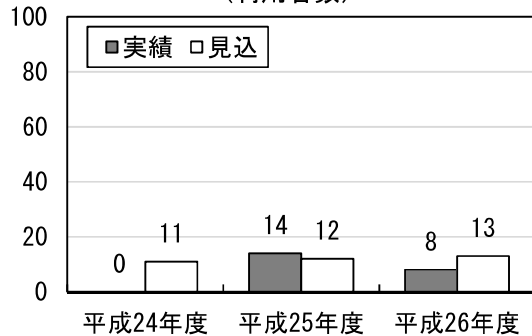


(利用量)

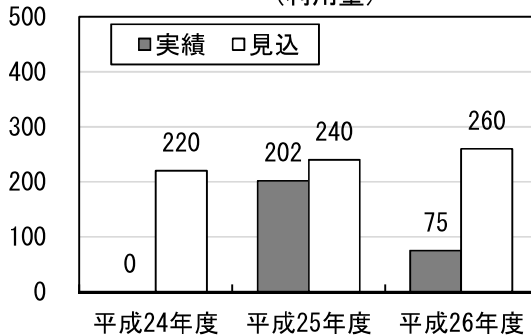


就労移行支援

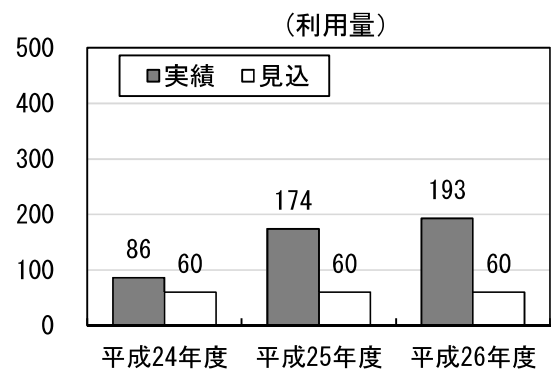
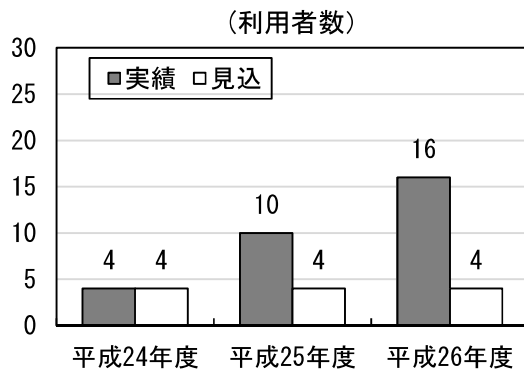
(利用者数)



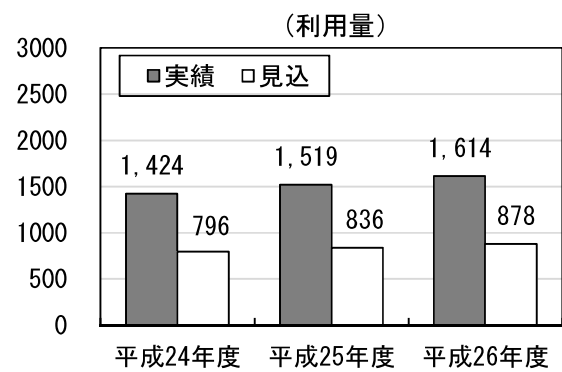
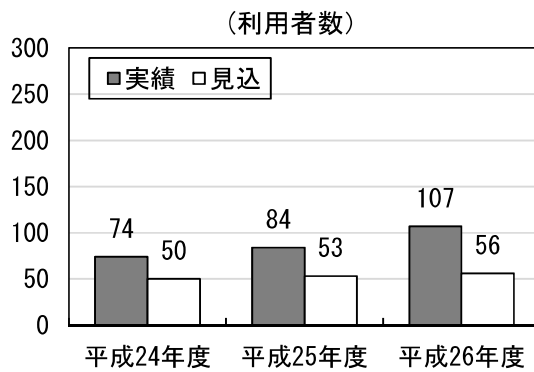
(利用量)



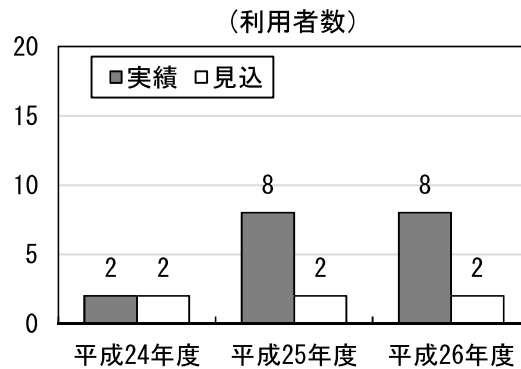
就労継続支援(A型)



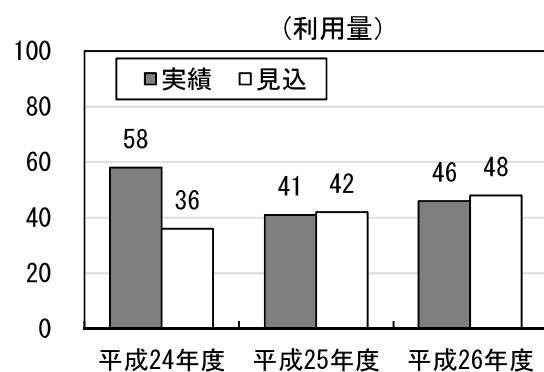
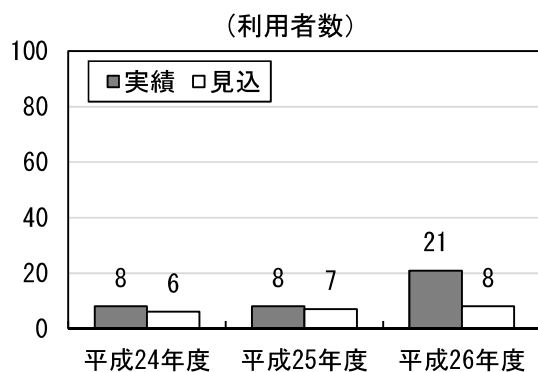
就労継続支援(B型)



療養介護



短期入所



(3) 居住系サービスの利用状況

○居住系サービスでは、「共同生活援助」の利用者は増える傾向にあり、平成26年度では「共同生活介護」と一元化されました。また、「施設入所支援」の利用者は平成25年度に大きく増加し、平成26年度もほぼ同数となります。

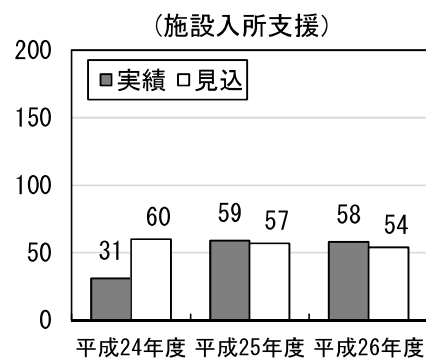
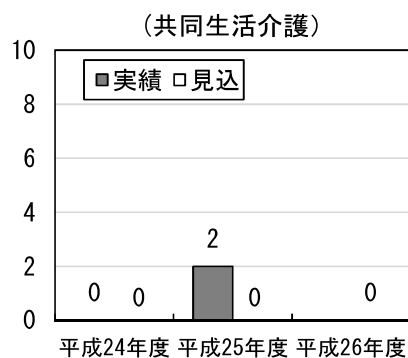
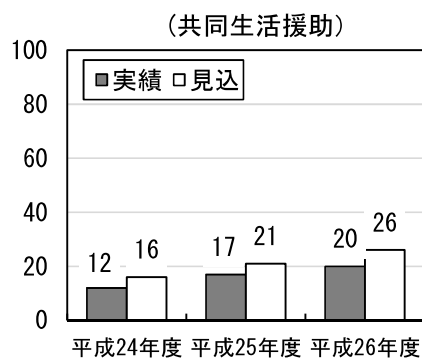
○第3期計画策定時の見込みと実績を比べると、「共同生活援助」は見込みが実績を上回って推移し、「施設入所支援」は平成25年度と平成26年度では大差ありません。

居住系サービスの利用状況

サービス名			平成24年度	平成25年度	平成26年度
			利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)
居住系	共同生活援助	実績	12	17	20
		見込	16	21	26
	共同生活介護	実績	0	2	
		見込	0	0	0
	施設入所支援	実績	31	59	58
		見込	60	57	54

※平成26年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第3期計画策定時の見込み

居住系サービスの利用者数



(4) 相談支援サービスの利用状況

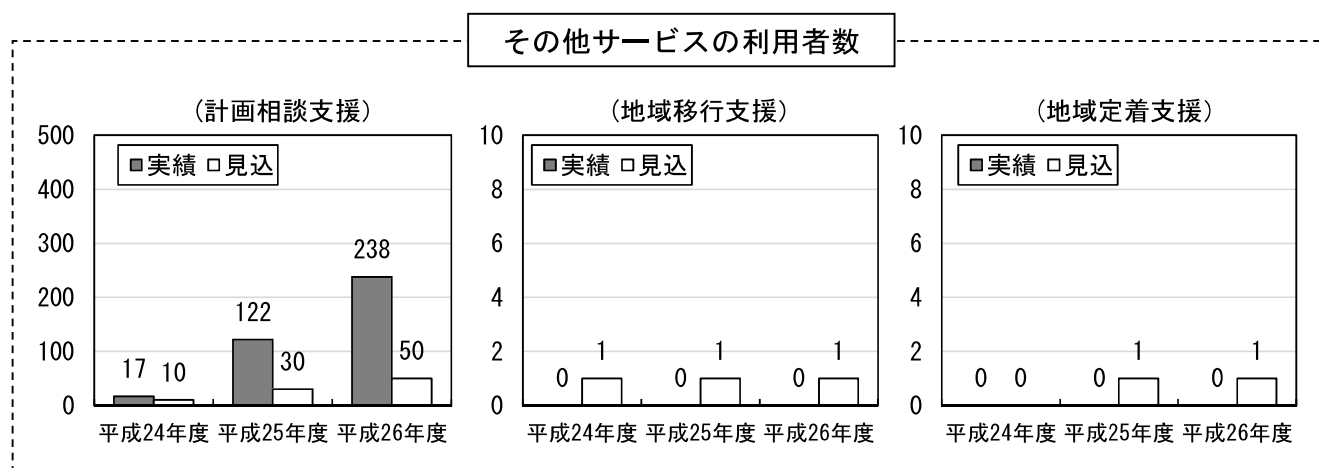
○「計画相談支援」の利用者は平成 25 年度、平成 26 年度で急激に増え、見込みを大きく上回ります。

○「地域移行支援」は各年度で 1 人を見込んでいましたが、利用がなく、そのため「地域定着支援」の利用ありません。

相談支援サービスの利用状況

サービス名			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
			利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)
その他	計画相談支援	実績	17	122	238
		見込	10	30	50
	地域移行支援	実績	0	0	0
		見込	1	1	1
	地域定着支援	実績	0	0	0
		見込	0	1	1

※平成 26 年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第 3 期計画策定時の見込み



3. 障害児通所支援・相談支援の利用状況

○児童支援サービスでは、「放課後等デイサービス」の利用者が最も多く徐々に増える傾向にあります。一方、「児童発達支援」の利用者は年度によって増減し、「医療型児童発達支援」の利用者は各年度で1人となります。「保育所等訪問支援」の利用実績はありません。

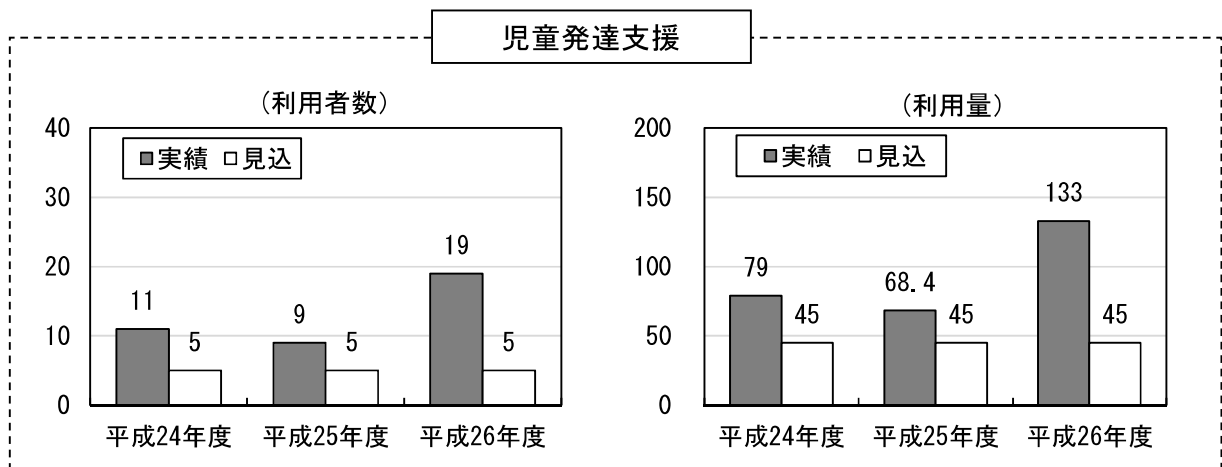
「障害児相談支援」は、平成25年度から実績があり、平成26年度では急増しています。

○第3期計画策定時の見込みと実績を比べると、利用者数は「児童発達支援」「放課後等デイサービス」で実績が見込みを上回り、「医療型児童発達支援」は実績も見込みも人数が少ないため、ほとんど差がありません。「保育所等訪問支援」は利用を見込んでいたものの実績はありません。「障害児相談支援」は平成25年度と平成26年度で実績が見込みを大きく上回ります。

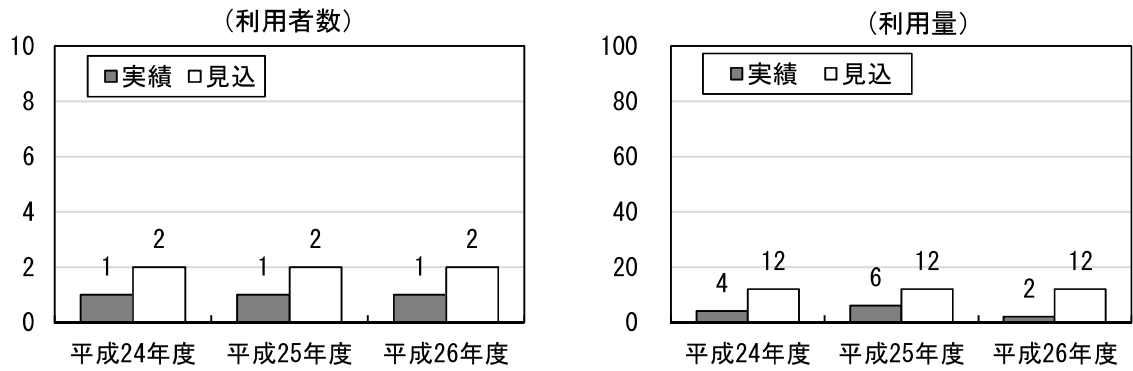
障害児通所支援・相談支援の利用状況

サービス名			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			利用者数 (人/日)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/日)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/日)	利用量 (人日/月)
児童支援	児童発達支援	実績	11	79	9	68.4	19	133
		見込	5	45	5	45	5	45
	医療型児童発達支援	実績	1	4	1	6	1	2
		見込	2	12	2	12	2	12
	放課後等デイサービス	実績	75	1,215	83	1,245	85	1,394
		見込	70	1,260	70	1,260	70	1,260
	保育所等訪問支援	実績	0	0	0	0	0	0
		見込	2	2	2	2	2	2
	障害児相談支援	実績	0		19		88	
		見込	3		5		6	

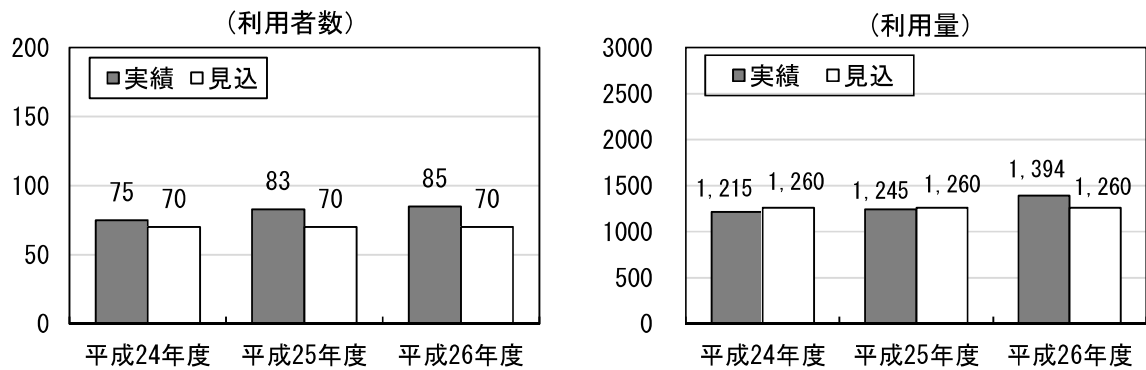
※平成26年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第3期計画策定時の見込み



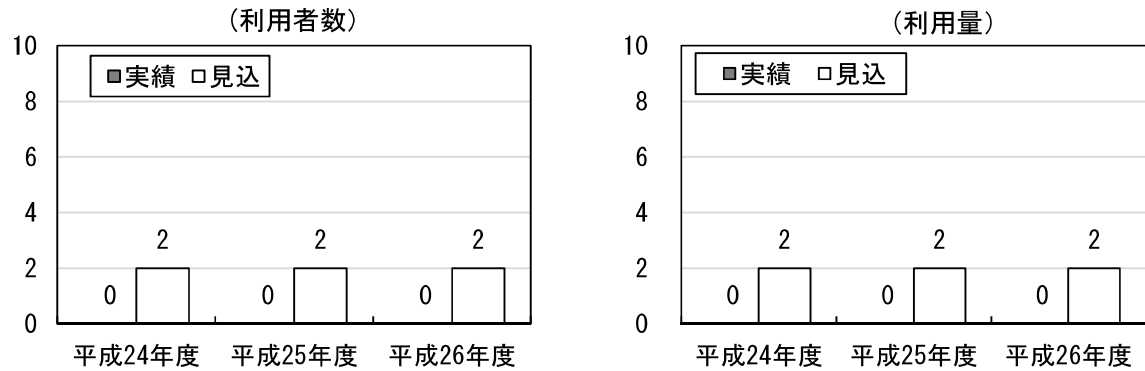
医療型児童発達支援



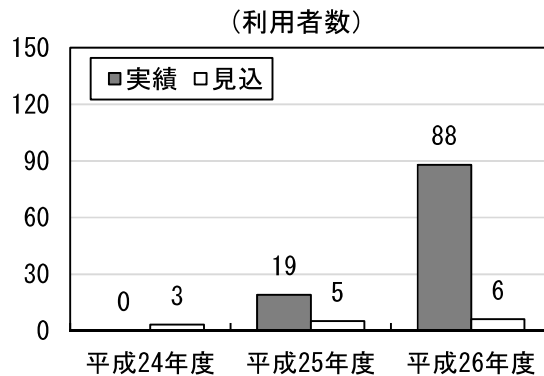
放課後等デイサービス



保育所等訪問支援



障害児相談支援



○南風原町内の指定障害福祉サービス事業所数

サービス名	事業所数
訪問系サービス	24
居宅介護	5
重度訪問介護	5
同行援護	3
行動援護	3
重度障害者等包括支援	—
生活介護	8
日中活動系サービス	16
自立訓練（機能訓練）	—
自立訓練（生活訓練）	2
宿泊型自立訓練	—
就労移行支援	3
就労継続支援（A型）	—
就労継続支援（B型）	7
短期入所	4
療養介護	—
居住系サービス	9
共同生活援助（GH）	5
共同生活介護（CH）	—
施設入所支援	4
相談サービス	7
計画相談支援	3
地域移行支援	2
地域定着支援	2
児童支援系サービス	15
児童発達支援	6
医療型児童発達支援	—
放課後等デイサービス	6
保育所等訪問支援	—
障害児相談支援	3

資料：沖縄県（平成 26 年 4 月 1 日現在）

4. 地域生活支援事業の実施状況

(1) 相談支援事業

本町では、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者等の福祉に関する各般の問題について、相談支援事業を通して必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行っています。

障害者相談支援事業は直営で実施しており、役場担当職員が相談支援業務を担っています。また、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士の資格を有する職員(嘱託)を配置した、相談支援機能強化事業についても直営で実施しています。

利用者は年々増えてきており、見込みを大きく上回っています。

相談支援事業利用実績(実利用者数)

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業				
基幹相談支援センター等機能強化事業	実績	629	812	1, 047
	見込	205	210	215

※平成 26 年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第 3 期計画策定時の見込み

(2) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障害者及び精神障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ利用が困難な者に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

平成 24 年度以降の利用実績はありません。

成年後見制度利用支援事業利用実績(実利用者数)

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	実績	0	0	0
	見込	1	2	3

※平成 26 年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第 3 期計画策定時の見込み



(3)意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能及びその他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、手話通訳者の派遣や要約筆記者の派遣及び町の障害福祉担当課窓口到手話通訳者を設置しています。

①※手話通訳者・要約筆記者派遣事業

本町に登録された手話通訳者等を障がい者からの要請による派遣及び生活、労働、教育等の関係機関からの要請に応じて斡旋しています。利用目的は、通院や教育活動(家庭訪問含む)、講演会、講和、会議等と多岐に渡ります。現在、手話通訳登録者は30人いますが、実際に活動できるのは5人です。

なお、時間外や緊急時の利用に際しては、沖縄県身体障害者福祉協会が直接障がい者等からの依頼を受けて派遣しています。

要約筆記者は、要約筆記奉仕員として本町に登録された者の中から、障がい者等の要請に応じて派遣しています。現在奉仕員の登録は3人で、利用者は1人(固定している)となっており、年に1～2回の利用となります。

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用実績(実利用者数)

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実績	23	22	20
	見込	16	16	16

※平成 26 年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第 3 期計画策定時の見込み

②手話通訳者設置事業

手話通訳者(嘱託)を町の障害福祉担当課窓口配置し、今後も聴覚障害者等の来庁時の対応に努めるほか、手話通訳者派遣のコーディネート並びに手話奉仕員登録者が対応できない場合の支援を行います。

②手話通訳者設置事業利用実績(設置箇所数)

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者設置事業	実績	1	1	1
	見込	1	1	1

※平成 26 年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第 3 期計画策定時の見込み

※手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業については、原則として手話通訳者及び要約筆記者を派遣することになるが、手話通訳者及び要約筆記者と同等と認められる手話奉仕員及び要約筆記奉仕員(市町村及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業・要約筆記奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」、「要約筆記奉仕員」として登録された者)も当面、派遣することができる。

(4) 日常生活用具給付等事業

重度障害者の日常生活の便宜を図るために、必要な日常生活用具の購入費を公費で援助します。利用は「排泄管理支援用具」が最も多く、用具としてはストマー装具、児童の紙オムツが多い状況です。

日常生活用具給付等事業利用実績(実利用者数)

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日常生活用具給付等事業		81	96	84
①介護・訓練支援用具		5	3	5
②自立生活支援用具		8	15	9
③在宅療養等支援用具		12	15	11
④情報・意思疎通支援用具		17	19	18
⑤排泄管理支援用具		39	44	40
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		0	0	1

※平成 26 年度の実績は年度途中時点での見込み。

(5) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等への理解を深めるとともに、コミュニケーションの円滑化を図るために、日常会話に必要な手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成を平成 21 年度より行っています。養成研修期間は 1 年間で沖縄県聴覚障害者協会に依頼し養成しています。平成 24 年度と平成 26 年度では実績が見込みを上回ります。

手話奉仕員養成研修事業利用実績(実利用者数)

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話奉仕員養成研修事業	実績	14	9	17
	見込	10	10	10

※平成 26 年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第 3 期計画策定時の見込み

(6) 移動支援事業

移動支援事業は町内外の社会福祉法人や民間事業所等に委託して実施しており、障がい者の日常生活の支援及び社会参加を促進するために、ヘルパー等を派遣(1 人以上)する個別支援型のサービスを行っています。実績は見込み通りとなります。

移動支援事業利用実績(実利用者数)

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	実績	50	52	54
	見込	50	52	54

※平成 26 年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第 3 期計画策定時の見込み

(7) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障がい者が通所により、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行う場となります。

本事業は沖縄県精神障害者福祉会に委託(機能強化事業Ⅲ型)して実施しています。精神と知的の障がい者が利用しています。実績はほぼ見込み通りです。

地域活動支援センター利用実績(実利用者数)

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター	実績	11	12	12
	見込	12	12	12

※平成 26 年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第 3 期計画策定時の見込み

(8) その他の事業

① 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場の確保と障がい者等の家族の就労支援、介護者の一時的な休息を確保するために実施する事業です。本町では、親子通園事業(ゆうな園)での午後の預かり保育と放課後等デイサービスの土曜日実施を行っています。

平成 25 年度と平成 26 年度では実績が見込を大きく上回ります。

日中一時支援事業利用実績(実利用者数)

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	実績	18	52	54
	見込	22	23	24

※平成 26 年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第 3 期計画策定時の見込み

② 自動車運転免許取得・改造費助成事業

身体障害者手帳を所持する満 18 歳以上の者が、自動車の運転免許を取得しようとする場合の取得費用(上限 10 万円)及び自動車を改造しなければ自分で運転できない者に対し、自分で運転するための改造費用(上限 10 万円)を助成しています。

自動車運転免許取得・改造費助成事業利用実績(実利用者数)

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自動車運転免許取得・改造費助成事業	実績	0	0	1
	見込	2	2	2

※平成 26 年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第 3 期計画策定時の見込み

③本人活動支援事業

障がい者等が自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援するための事業で、町内では「障害者相談支援センターりんく」に委託し、障がい者のための音楽サークルを開催しています。

活動は毎月１回で、南風原町総合保健福祉防災センターで開催され、毎回多くの障がい者が参加しています。また、保護者やボランティアの参加もあり、利用者に好評です。

利用者は見込みが実績をやや上回ります。

本人活動支援事業利用実績(実利用者数)

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
本人活動支援事業	実績	20	20	20
	見込	22	24	24

※平成 26 年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第 3 期計画策定時の見込み

④福祉機器リサイクル事業

町社会福祉協議会に委託しており、障がいや疾病等により、日常生活上福祉機器を必要とする在宅の障がい者や高齢者に対し、不要になった福祉機器や寄贈があった福祉機器の貸し出しを行っています。平成 25 年度と平成 26 年度では実績が見込みを上回ります。

福祉機器リサイクル事業利用実績(実利用者数)

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
福祉機器リサイクル事業	実績	91	139	111
	見込	105	107	110

※平成 26 年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第 3 期計画策定時の見込み

⑤声の広報等発行事業

町社会福祉協議会に委託し、文字による情報の入手が困難な方を対象に、町広報誌や社協だよりを音訳し、希望者に音訳テープや音訳ＣＤを定期的に無料で提供しています。

音訳と音訳テープの作成は「音訳サークルたんぽぽ」が行っています。

平成 25 年度と平成 26 年度は見込みが実績を上回ります。

声の広報等発行事業利用実績(実利用者数)

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
声の広報等発行事業	実績	16	15	15
	見込	17	19	21

※平成 26 年度の実績は年度途中時点での見込み。見込：第 3 期計画策定時の見込み

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の基本理念は、「第2次南風原町障がい者計画・南風原町第3期障がい福祉計画」の理念を継承します。

障害者基本法では、障がい者を心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（事物、制度、慣行、観念など）により、継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける状態にあるものと定義されています。

その上で、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目的としています。

また、基本原則として、障がいを理由に差別すること、その他の権利利益を侵害してはならないとし、そのための社会的障壁の除去において、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないとしています。

本町においても、障がい者の自立と社会参加を促進するために、地域社会の誰もが「必要かつ、合理的な配慮」について考えるとともに、互いに支えあうことで、障がいの有無にかかわらず、誰もが誇りと尊厳を持って、共に暮らせる地域社会の実現を目指すことが重要となります。

その観点から、本計画では共生社会、自立支援を基底とした、本町の目指すべき姿を「“ちむぐくるの支えあい”～ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原～」とします。

『“ちむぐくるの支えあい”』

～ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原～

「ちむぐくる」とは

“ちむぐくる”とは、沖縄の方言で「人の心に宿る、より深い思い」を指すと言われていますが、人によって解釈が多少異なります。本計画では、「思いやり、優しさ、助け合いの精神、他者の苦しみを共有することのできる心」などを表す言葉として使います。

>> 支えあい <<

地域住民が、障がいをもつことは誰にでも起こり得ることであると受け止め、地域みんなで支え合い、障がい者が暮らしやすい社会の実現を目指します。また、障害の有無にかかわらず、互いに支え合うことにより、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

>> 自立と社会参加 <<

障がい者の自己選択と自己決定に基づく主体的な生き方を尊重し、基本的人権が守られ、等しく社会活動に参加できるまちづくりを推進します。

2. 基本目標

基本理念に基づき、次の3つの基本目標を定め、基本目標に沿って施策・事業を推進していきます。

1. 安心して共に暮らせるまち

- 障がい者が地域社会の構成員として、共に暮らしていくためには、障がいや障がい者について住民が正しく理解していくことが大切です。そのため、広報・啓発活動や障がい者との交流活動を通して、住民の理解、認識を深めるとともに、ノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。
- また、障がい者の尊厳と権利利益を擁護するために、虐待の防止や差別の解消など権利擁護に向けた取り組みを進めます。
- 保育・教育分野においても、障がいのある子が安心して保育・教育が受けられるよう、一人ひとりの特性やニーズを踏まえた、適切な保育・教育環境を整え、集団生活を通して将来の自立の素地を助長していきます。
- 犯罪被害や災害時に対する障がい者の不安軽減を図るために、防犯対策や防災対策の充実を図ります。

2. 健やかで自立を支えるまち

- 乳幼児の障がいや発達の遅れなどを早期に発見し、早期の治療・療育につなぎ、障がいの軽減を図ること、また、誰もが疾病により障がいをもつことがないように、保健・医療対策の充実を図ることは極めて重要です。そのため、一人ひとりのライフステージを通して、疾病等による障がいの発生を予防することや早期の治療・療育等につないでいくために、関係機関等との連携を深め、母子保健事業や生活習慣病等の疾病予防対策及び精神保健福祉の充実を図ります。
- 障がいがあっても、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう支援するために、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等の充実に取り組みます。
- また、経済的な負担感を軽減するために、手当等の支給を行います。

3. 住み良い環境と生きがいの持てるまち

- 障がい者が自由に外出し社会参加が進むよう、建物、道路、公園等が円滑に利用できる環境を整えていくとともに、生活の基本となる暮らしやすい住環境の整備を進めます。
- 障がい者が生きがいを持ち充実した生活が送れるよう、生活を豊かにするスポーツやサークル活動及び文化活動等の振興を図るほか、働く意欲のある障がい者の適性と能力に応じた就労支援を行います。

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
『ちむぐくるの支えあい』 くともにつくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原 く	安心して 共に暮らせるまち	1. 理解と権利擁護の推進 (1) 理解啓発活動の充実 (2) 権利擁護の充実 2. 保育・教育の充実 (1) 障がい児保育の充実 (2) 特別支援教育の充実 3. 防災・防犯対策の充実 (1) 防災対策の充実 (2) 防犯対策の充実
	健やかで 自立を支えるまち	1. 保健・医療の充実 (1) 乳幼児の障がいの発生予防・早期支援の充実 (2) 障がいの原因となる疾病予防対策の充実 (3) 精神保健福祉の充実 (4) 医療費・補装具費の支給推進 2. 自立生活支援の充実 (1) 障害福祉サービスの推進 (2) 障害児通所支援・相談支援の推進 (3) 地域生活支援事業の充実 (4) 経済的支援の推進
	住み良い環境と 生きがいの持てるまち	1. 生活環境の整備推進 (1) バリアフリーの推進 (2) 住環境の整備推進 2. 社会参加・生きがい活動の推進 (1) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進 (2) 就労支援

第4章 施策の推進

第1節 安心して共に暮らせるまち

1. 理解と権利擁護の推進

(1) 理解啓発活動の充実

【現状と課題】

- 町では、障がい者の行事への参加や地域との交流活動等について、町の広報誌やホームページ等により広報に努めているほか、各種パンフレット等により障がい者への理解啓発を図っています。
- 町社会福祉協議会では障がい者への理解を深めるために、「社協だより」やホームページ等により、障がい者のサークル活動、就労継続支援事業所の紹介、障がい者が参加する行事及びその他関連記事を掲載することにより、地域への広報啓発を行っています。
また、「10代のボランティア研修会」、「福祉教育推進事業」、「福祉講座」等の開催を通して、障がい者への理解促進に努めています。
- 「福祉まつり」では町内の障がい者福祉施設・団体がパネル展示やパンフレット配布等により、それぞれの事業や活動を紹介しています。
- 障がい者との交流活動としては、音訳サークルや手話サークルのメンバーとの交流、障がい者の音楽サークルにおけるボランティアとの交流、「新春さわやかもちつき大会」での各種福祉団体やボランティアとの交流があります。また、就労継続支援事業所のパンやクッキー等の販売を通して、地域との交流を図っています。
- アンケート調査では、5年前と比べて障がい者に対する理解・認識について、「進んでいると思う」が44.7%と最も高いものの、「何も変わらない」が34.8%、「低くなってきている」が2.8%あります。また、障がい者が暮らしやすくするために、特に早めに取り組んでほしいことでは、「障がい者に対する周りの人の理解を深めてほしい」が17.4%と最も高く、今後も障がい及び障がい者への理解啓発活動の充実を図る必要があります。



【施策の基本的な考え方】

障がい者が一般社会の中で普通の生活を送るという「ノーマライゼーション」の理念の浸透を図り、共に生きる社会を形成していくためには、障がい者の活動や社会参加を阻む物理的なバリアフリー（障壁除去）を進めるとともに、「心のバリアフリー」を推進していくことが必要不可欠です。「心のバリアフリー」を推進するための啓発活動は障がい者施策の重要な柱であり、障がい児の保育・教育、障がい者の社会参加、雇用等の各種施策推進の根幹となることから、啓発活動の充実を図ります。

【今後の取り組み】

①広報・啓発活動の充実

- 障がい及び障がい者に対する住民の正しい知識と理解を深めるために、町の広報紙やホームページ及びマスコミの活用などにより、障がい者の就労やサークル活動、地域交流等多様な活動について周知を図ります。
- また、「障害者週間（12/3～8）」や「発達障害啓発週間（4/2～4）」などの啓発期間においては、町広報誌やホームページに関連する記事の掲載、啓発用のポスターの掲示等を行うとともに、※障がい者のためのシンボルマークについても周知を図り、障がい者も共に暮らす地域社会であることの意識付けを進めます。
- 町のイベントや「福祉まつり」などで、障がい者の活動を知らせるためのパネル展示や障がい者による出店・販売活動などを通して、理解が深まるよう、町社会福祉協議会をはじめ町内の障がい者福祉施設・団体等との連携を図ります。

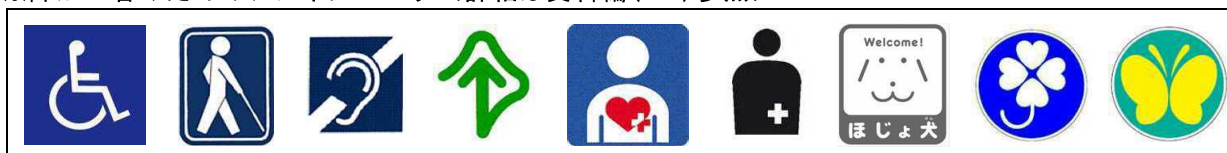
②障がい特性への理解促進

- 地域生活支援事業等を活用し、障がい特性について、わかりやすいパンフレットの作成・配布や理解を深める教室（研修会）の開催に取り組みます。

③交流活動の充実

- 障がい者と直接触れ合うことで、更に理解が深まることから、現在行われている交流活動に対し必要な支援を行います。また、町社会福祉協議会をはじめ、学校、ボランティア、障害福祉サービス事業所、福祉関係団体及び関係機関等と連携し、障がい者との交流活動の充実を図ります。

※障がい者のためのシンボルマーク＜詳細は資料編(P93) 参照＞



(2) 権利擁護の充実

【現状と課題】

- 障がい者の権利利益の擁護に向けて平成 24 年 10 月に「障害者虐待防止法」が施行され、平成 25 年 6 月には「障害者差別解消法」が成立し、平成 28 年 4 月からの施行予定となっています。また、平成 26 年 1 月に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が正式に批准されました。さらに、平成 26 年 4 月 1 日より「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり（共生社会条例）」が全面施行されました。
- アンケート調査では、虐待されたと感じた方が 7.1%います。そのうち「精神障がい者」の方が 13.7%と最も多く、次に「知的障がい者」の方が 11.1%、「身体障がい者」の方が 3.4%となります。
また、虐待を感じたものの「誰にも相談できなかった」との回答が 21.4%あります。
障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、「ある」が 14.7%、「少しある」が 13.1%で合わせると 27.8%の障がい者が経験しています。
- 本町では、虐待に関する相談は増えてきており（平成 26 年度で 7 件）、那覇市の障害者施設への一時避難も 2 件あります。
- 成年後見制度利用支援事業については、これまで利用実績はありませんが、精神保健福祉法の改正により、精神科医療機関から地域への移行（退院）が促進されることから、医療機関より成年後見制度利用支援事業に関する問い合わせが増えてきています。
- 本町では、選挙において障がい者が円滑に投票できるよう、点字の選挙公報の配布や点字投票の実施のほか、投票場に車イスの設置、視覚障がい者や移動が困難な方への付添人の配置、段差の解消、投票場入口の最も近い場所を身体障がい者専用駐車場とするなどの配慮を行っています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者の人権尊重と権利擁護を進めていくために、法や条例等の基本的な考え方の普及を図るとともに、虐待防止、差別解消等に関わる施策の推進及びその他の権利擁護対策を総合的に進めます。

【今後の取り組み】

①障がい者の権利に関する啓発推進

- 障がいのある人の尊厳と権利を保障するための、国際人権法に基づく人権条約である「障がい者の権利に関する条約」について、地域への周知を図り、障がい者の人権・権利擁護について住民の意識を高めていきます。
- 「障害者差別解消法」、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会条例」の周知を図るとともに、障がい者への差別解消のための「※合理的配慮」について、今後国から示される基本方針やガイドラインに基づき、内容の周知徹底を図ります。

※合理的配慮

「障害者一人一人の必要を考えて、その状況に応じた変更や調整などを、お金や労力などの負担がかかりすぎない範囲で行うことが、合理的配慮です」

（出典：「みんなちがってみんな一緒！障害者権利条約」日本障害フォーラム発行）

②虐待に関する広報啓発の推進

- 障がい者への虐待防止と虐待の早期発見・早期対応を図るために、住民への虐待に関する知識の普及啓発を図るとともに、虐待に関する相談窓口や通告義務等について周知を図ります。

③虐待防止センターの設置

- 虐待への対応において、関係職員等が適切に対応できるよう医療機関を含めた各関係機関等との円滑な連携のもとで、被虐待障がい者及び養護者等への適切な支援が図られるよう、障がい者虐待防止センターの設置に取り組みます。

④成年後見制度の利用促進

- 知的障がいなどで、判断能力が十分でない障がい者を保護し、その権利を守るために、財産管理や身上監護を本人に代わって行う成年後見制度について周知を図り、利用を促進します。また、この制度の利用において、申立て人がいない場合や申立てに係る費用負担が困難な場合等において、成年後見制度利用支援事業により必要な利用支援を行います。

⑤日常生活自立支援事業等の利用支援

- 成年後見制度のほか、ケースによっては、町社会福祉協議会が窓口となって提供される
※日常生活自立支援事業や※日常的金銭管理支援事業の利用が適する場合もあり、事業の周知と町社会福祉協議会と連携した利用支援を行います。

⑥合理的配慮の推進

- 障がい者の参政権を保障するために、投票場における点字投票の実施や車いすの配備、段差解消のほか、選挙公報等について点字や音訳テープの作成・配布など、障がい者が円滑に投票できるよう、今後も必要な対策を講じます。
- その他、障がい者の社会参加等を阻む障壁について、障がい者のニーズを踏まえて、必要な合理的配慮を進めます。

※日常生活自立支援事業

生活に不安のある高齢者（認知症高齢者など）や知的障がい者・精神障がい者等判断能力が十分でない方が安心して地域生活が送れるよう「生活支援員」が福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスを行います。

※日常的金銭管理支援事業

高齢者及び心身に障がいのある方等、金銭管理が不十分のため日常生活に支障をきたしているが、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の活用が困難である方に対し、他の社会資源の活用が可能となるまでの期間、日常的金銭管理等の支援を行うことにより、その方の権利を擁護し安心して生活ができるようにします。

2. 保育・教育の充実

(1) 障がい児保育の充実

【現状と課題】

▶親子通園事業「ゆうな園」

- 未就学児で障がいや疾病、または発育・発達など子どもの成長が気になる親子を対象に、町立宮平保育所内で親子通園事業（「ゆうな園」）を実施しています。
- 親子通園事業では、親子の交流や集団生活の訓練、遊びをとおした発達指導、子育て講座の開催などを行っています。事業は火曜日から金曜日の午前中に実施され、保護者への心理士による相談や作業療法士・言語聴覚士による個別指導が行われています。また、宮平保育所や併設の子育て支援センターの子ども達との交流を通して発育・発達に効果があがっています。
- そのほか、月曜日の午後は町内全ての親子を対象に、職員による発達相談を行っているほか、認可保育園へ出向いて発達が気になる子への支援を行っています。また、日中一時支援事業（地域支援事業）として、子どもの午後の預かり保育を週2回行っています。
今後は、午後の預り保育の日数の増や音楽療法の導入など、より細やかな支援を検討していく必要があります。
- 親子通園事業から保育所（園）や幼稚園に進むにあたっては、適切な形で支援が引き継がれるよう、保育所（園）、幼稚園への意見書の提出及び必要な会議に参加しています。
- 親子通園事業の対象児は1歳6ヵ月児と3歳児の健康診査や関係機関の相談業務などを通して把握されますが、より早い段階で発達が気になる子を把握するために、健康診査の場に「ゆうな園」の職員が参加し、子どもの行動観察を通して、保健師に必要な情報を伝えるなど連携に努めています。しかし、事業の利用を呼びかけても親が子どもの状態を受け入れない、気がつかない、仕事が忙しいなどで利用に結びつかないケースも多い状況です。

▶障がい児保育

- 障がいがあっても、集団生活の中で様々な体験を通して発達・成長が促進される面が多く、本町では、町立保育所及びほぼ全ての認可保育園で障がい児保育を行っています。
- 障がい児の保育所（園）への入所（入園）は「障がい児保育特別入所会議」において、子どもの行動観察を踏まえて判定され、障がい児保育を行うために受け入れ先の保育所（園）には、加配の保育士が配置されます。
- 障がい児保育を支援するために、専門家（町内在住）による保育所（園）の巡回訪問指導を実施し、保護者や保育士への相談指導等を行っています。また、本町の障がい児保育の向上を図るために、「障がい児保育運営委員会」があり、巡回訪問指導の専門家や障がい児保育を受け入れている保育所（園）が参加し、会議のほか、交流会や研究発表会などを行っています。
- 保護者が子どもの障がいを認めたくないなどの理由により、「障がい児保育特別入所会議」にかからない場合があります。また、入所後に障がいが明らかになる場合もありますが、年度途中の受け入れについては、加配の保育士の確保が困難な状況です。

○障がいのある子が保育所(園)から幼稚園や小学校に進むにあたっては、町内教育関係機関から保育所(園)に対し、必要な調査・問合せ等がありますが、幼児期から子どもの成長・発達過程を踏まえ、一人ひとりに応じた適切で一貫した支援を行うためには、幼児期から関わりを持つ関係機関・関係者等が連携し、支援が必要な子の情報を共有する必要があります。

【施策の基本的な考え方】

早期療育の観点から、障がいや発達に不安のある未就学の子を対象に、親子通園事業により心身の発達を助長するとともに、集団生活への円滑な適応及び保護者への療育上の指導等を行います。また、障がい児保育においては、加配の保育士を配置するほか、専門家等との連携などにより、保育士のスキル向上や保護者への相談体制の充実を図り、地域で障がい児の療育・保育に関する支援が安心して受けられる環境を整えます。

【今後の取り組み】

①親子通園事業「ゆうな園」の推進

- 早期療育の観点から、今後も、心身の発達に何らかの不安や心配がある未就学の児について、親子で通園し、望ましい親子関係を築くとともに、遊びや集団生活の訓練、保育所の子ども達との交流を図ります。
- 保護者同士の交流や情報交換及び親子通園事業のスタッフや言語聴覚士等による相談・指導等により、保護者の育児不安の軽減を図ります。また、今後は音楽療法を取り入れるとともに、午後の預かり保育の日数の増に取り組めます。
- 町内全ての親子を対象とした発達相談に加え、乳幼児健診や認可保育園へ積極的に出向いて発達が気になる子への支援を行います。

②障がい児保育の充実

- 心身の障がいや発達が気になる子について、保育所(園)での集団生活を通して成長・発達を促すために、今後も、障がい児保育を実施し、加配の保育士を配置します。
- 専門家による巡回訪問指導の実施や「障がい児保育運営会議」の開催、その他必要な研修等への参加及び関係機関との連携を通して、保育士等の資質向上を図ります。
- 加配の保育士の年度途中の配置については、関係機関と必要な調整を行います。

③障がい者自立支援協議会と障がい児保育運営会議の連携

- 「南風原町障がい者自立支援協議会」は、本町の障がい者・障がい児の自立を支援するために、障がい福祉に関する情報を関係機関が共有し、地域の課題解決に向けて協議を行う場となります。そのため、「障がい児保育運営会議」で把握された課題についても協議会と情報共有を図るほか、緊急的な案件についてはケース会議(協議会の部会等)にて迅速に対応できるよう連携体制を強化します。

④保護者の早期療育への理解促進

- 心身の発達が気になる子が、早期療育により状態の改善を図ることができるよう、保健師、「ゆうな園」、保育所(園)等が連携し、保護者の心情に配慮しながら、療育に関する情報の提供や相談・助言及び親子通園事業や保育所(園)での体験保育を行うなどにより、早期療育への理解を促していきます。
- 心理士による保護者への積極的なアプローチを行います。

⑤療育の連続性の確保

- 乳幼児健康診査やその後の経過観察から、親子通園事業、保育所(園)、幼稚園、小学校と一貫した支援が行われるよう、保護者とともに、保健・保育・教育の関係機関及び障がい児通所支援事業所等が連携し、支援を必要とする子の情報を共有するとともに、一人ひとりに応じたより適切な支援につながるよう、「南風原町障がい者自立支援協議会」のもとに子ども部会を設置するなどにより、関係者間の連携・協力体制の構築に取り組みます。
- 関係者が障がいのある子や成長発達が気になる子の情報を共有し、適切な支援につながるよう、発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等、どのように成長してきたかを記録するサポートノート「えいぶる」について、関係機関と連携し保護者への周知強化と活用促進を図ります。



(2) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- 特別な支援を必要とする子への適切な教育や支援を行う特別支援教育の推進にあたっては、各小中学校に特別支援教育校内委員会を設置し、支援が必要な子の実態把握及び学習面や生活面での支援のあり方等について検討を行うとともに、全ての教職員の共通理解のもとで、適切な指導や支援及び保護者との連携を図っています。
- また、幼稚園・小・中学校では、校内の関係者や関係機関との連絡調整、担任と連携した個別の支援計画・指導計画の作成、保護者に対する相談窓口などの役割を担う、特別支援教育コーディネーターを置いています。
- 特別支援教育では、普通学級で支援を受ける子がいるほか、障がいの特性に応じた教育が効果的に行えるよう、特別支援学級として知的、言語、情緒のクラスを状況に応じて設置しています。また、主として学校生活の安全を確保するために、町では特別支援教育支援員（ヘルパー）を配置しています。
- 学校設備については、安心して学校生活がおくれるよう、各幼稚園、小・中学校からの申請により必要な備品を整備しています。また、各小・中学校にはエレベーターと障害者用トイレが設置されています。しかし、体育館や運動場のトイレについては、まだ整備が進んでいない状況です。
- 特別支援教育を支援するために、学校からの要請に応じて、県から*専門家チームや*特別支援教育巡回アドバイザーが派遣され、関係者への必要な相談指導等を行っています。また、中学校には県からスクールカウンセラーが週 1 回派遣され、発達障がいに関して保護者や担当教諭等からの相談に対応しています。しかし、こうした県からの支援はあるものの、必要時にいつでも相談が受けられる状況ではなく、関係者への相談体制の充実を図る必要があります。
- アンケート調査では、保護者から「能力や障がいの状態に応じた指導をしてほしい」、「相談体制の充実」、「障がいをもっていない子ども達に障がいへの理解を深める機会を増やしてほしい」といった要望が前回調査と比べて依然として多く、今後も特別支援教育の充実に努める必要があります。
- 障がい児の発達の経過や専門機関の利用状況等を記録し、関係者間で情報の共有が図られるよう、県が作成したサポートノート「えいぶる」について、利用する保護者が少なくその周知と活用を促していく必要があります。

※専門家チーム

各地域の幼・小・中・高等学校からの要請に応じて、発達障がい等か否かの判断、望ましい教育的対応等を示すため、教員、心理学の専門家、医師等からなるチーム。

※特別支援教育巡回アドバイザー

各地域の幼・小・中・高等学校の教員に、在籍する発達障がい等の幼児児童生徒に対する指導内容・方法、個別の指導計画の作成等に関する助言等を行う。

【施策の基本的な考え方】

幼稚園、小・中学校では、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、障がいに基づく学校生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や支援を提供するという視点に立ち、必要な諸条件の整備を進めるとともに、関係機関・関係者間の連携を密にし、特別支援教育の効果的な推進を図ります。

【今後の取り組み】

①校内特別支援教育推進体制の充実

- 今後も、特別支援教育校内委員会を開催し、一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育や支援を、全ての教職員の共通理解のもとで、組織的・計画的に進めます。個別のケースについて検討を要する場合は、関係教職員による個別検討会議を開催します。
- 関係教職員や保護者及び外部の専門家等が連携・協力しながら、適切な教育的支援・指導が行われるよう、関係者間の連絡・調整や個別の指導計画の作成支援などを行うために、特別支援教育コーディネーターを配置します。
- 特別な支援を必要とする子一人ひとりの能力・特性に応じた教育が効果的に行えるよう、必要な特別支援学級を設置するほか、学校生活の安全を確保するために、特別支援教育支援員（ヘルパー）を引き続き配置します。

②教職員の資質向上

- 特別支援教育コーディネーターをはじめ、全ての教職員が特別な支援を必要とする子の特性に応じた、適切な教育的支援や教育相談等の専門性を高めていくために、研修等を通して資質向上を図ります。

③関係教職員への相談支援の充実

- 特別支援教育に関わる教職員への相談支援の充実を図るために、県の専門家チームや巡回アドバイザー、スクールカウンセラーの活用を図るとともに、いつでも気軽に相談できるよう、相談支援事業所や専門機関等と相談支援のネットワークの構築を進めます。

④交流及び共同学習の推進

- 特別な支援を必要とする子とそうでない子が、互いにふれあい、理解を深めるために、特別支援学級と普通学級との交流・共同学習、特別支援学校との交流学习等を推進します。

⑤特別支援教育に関する広報啓発活動の推進

- 地域の人たちが特別な支援を必要とする子とその教育に対する理解・認識を深め、特別な支援を必要とする子の自立と社会参加を支援していけるよう、各関係機関と連携し情報共有を図りながら、それぞれの機関誌等を活用した特別支援教育に関する広報啓発活動を推進します。

⑥教育支援の充実

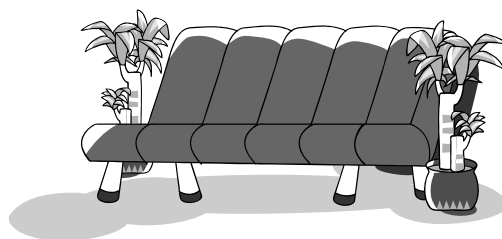
- 特別な支援を必要とする子の就学指導においては、生育歴調査や行動観察及び医学的・心理学的診断を通して状態を適切に把握した上で、保護者との相互理解と信頼関係を築き、各関係機関等と情報の共有を図り、特別な支援を必要とする子の教育的ニーズに適した教育の内容や方法を助言するとともに、保護者の意向を尊重した教育支援を行います。
- 教育支援にあたっては、保護者があらかじめ十分に判断できるよう、教育支援に関する調整等が始まる以前のより早い時期から、特別支援教育に関する情報の提供や教育相談を行う体制づくりに取り組みます。

⑦学校等施設の整備推進

- 特別な支援を必要とする子が安心して充実した幼稚園・学校生活が送れるよう、今後も、必要に応じて幼稚園及び小・中学校施設の設備・備品等について、適切な整備・改善を進めます。

⑧サポートノート「えいぶる」の活用促進(再掲)

- 関係者が障がいのある子や成長発達が気になる子の情報を共有し、適切な支援につながるよう、発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等、どのように成長してきたかを記録するサポートノート「えいぶる」について、関係機関と連携し保護者への周知強化と活用促進を図ります。



3. 防災・防犯対策の充実

(1) 防災対策の充実

【現状と課題】

- 本町では、平成 26 年 3 月に「南風原町地域防災計画」の見直しを行うとともに、災害に関する地域の危険箇所や避難所の位置等が一目でわかる「防災・減災お役立てマップ帳」を作成し、災害に対する知識の普及啓発を行ってきました。
- 平成 25 年 7 月に自然災害や各種有事における災害情報、各種行政情報を住民へ知らせるために、デジタル防災行政無線の運用を開始しました。
- アンケート調査では、障がい者の 40.8%が不安を感じており、具体的には避難先を知らないことや避難所での過ごし方に不安を感じている方が多い状況です。そのほか「自分や家族だけでは避難できない」、「災害に関する情報を得るのが難しい」、「助けを呼ぶことができない」などがあがっており、今後、災害時におけるきめ細かな支援体制を構築する必要があります。
- 町では、障がい者の情報伝達手段として、聴覚障がい者用 FAX、屋内信号設置(火災警報器付)、視覚障がい者用情報受診装置(ワンセグラジオ)、視覚障がい者用情報装置(パソコン)等の給付を行っており、今後も普及に努める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

誰もが安心して暮らせるよう災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害時において、適切な判断や迅速な避難が困難な障がい者や高齢者等の要援護者について、地域住民や関係機関等と連携した、避難支援体制の構築に取り組みます。

【今後の取り組み】

①災害に強いまちづくり推進

- 「南風原町地域防災計画」に基づき、「防災・減災マップ帳」等を活用した住民への防災知識の普及啓発や防災訓練の実施、自主防災組織の育成を進めるほか、老朽化した災害時避難所を修復するなど、誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めます。

②災害時要援護者支援体制の構築

- 災害時の対応が困難な障がい者や高齢者等の※災害時要援護者について、該当者の一覧を作成し、民生委員や町社会福祉協議会等と連携・協力して災害時要援護者台帳の作成に取り組みます。
- 災害時要援護者台帳に基づき、個人情報の保護に配慮した上で、警察や消防、医師会及び地域の関係機関・関係団体が要援護者の情報を共有するとともに、地域との連携も図り、要援護者の安否確認や避難誘導體制の構築並びに避難場所での健康管理、その他必要な救護・救済の体制を構築します。

※災害時要援護者とは

災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人のことで、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、日本語に不慣れな外国人などが対象となります。

③福祉避難所の確保

- 避難所のバリアフリーや専門的なケアなど福祉的配慮が整っている福祉避難所を、福祉施設との連携のもとで確保するとともに、福祉避難所の周知に取り組みます。

④緊急情報伝達手段の整備

- 障がい者が災害に関する情報を速やかに入手できるよう、聴覚障がい者用 F A X、視覚障がい者用情報受診装置、パソコンなどの給付及びその他必要な情報伝達方法の普及を進めます。

(2) 防犯対策の充実

【現状と課題】

- 障がい者が事件・事故に巻き込まれた事例は確認されていませんが、障がいにより迅速な行動が取れないことや判断能力等が十分ではない場合に、犯罪被害に会う可能性が高くなると予測されるため、障がい者が事件・事故に巻き込まれないよう防犯対策を講じておく必要があります。
- アンケート調査の結果では、消費者被害・詐欺被害にあった、又はあいそうになったと答えた障がい者が 11.5%と前回調査の 8.7%より高くなっています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者の事件・事故の被害にあうことの不安感を除き、安心して暮らしていけるよう、地域や関係機関と連携した防犯対策の充実を図ります。

【今後の取り組み】

①防犯のための情報提供の推進

- 関係機関・団体と連携し、犯罪や消費者被害に関する情報を把握し、被害防止の方法を含めた地域への情報提供を行うとともに、地域住民による見回り等地域ぐるみの防犯体制づくりを進めます。

②障がい者等への啓発活動の推進

- 障がい者が事件・事故に巻き込まれることがないように、地域活動支援センターや障害福祉サービス提供事業所等に対し、利用者への犯罪防止のための指導・啓発が行われるよう促すとともに、障がい者の家族等への啓発を行います。

③通報システムの普及推進

- 耳や言葉が不自由な人の事件・事故に関する通報について、警察と連携した「F A X 110 番」や「メール 110 番」といった通報システムの周知と活用の普及を図ります。

第2節 健やかで自立を支えるまち

1. 保健・医療の充実

(1) 乳幼児の障がいの発生予防・早期支援の充実

【現状と課題】

▶母体の健康管理

- 妊婦の健康状態(喫煙、飲酒、疾病、栄養状態など)が、胎児に影響を及ぼし障がいが発生する要因となることがあるため、安心・安全な出産が迎えられるよう親子手帳交付時やマタニティ教室及び妊婦健康診査の結果等に基づき、母体の健康管理に必要な情報の提供や相談指導に努めています。
- 妊婦が糖尿病や高血圧症、肥満などの場合に低出生体重児(出生時の体重が2,500g未満)が出現する可能性が高く、将来生活習慣病を発症するリスクが高くなります。沖縄県は全国でも低体重児の出生率が高く、本町でも増えてきていることから、母体の健康管理の充実に努める必要があります。

▶乳幼児健康診査

- 乳幼児健康診査では、乳幼児の疾病や発育・発達の状態を把握し、必要に応じて育児支援や早期の治療・療育につなぎ、心身の障がいの未然防止や軽減に努めていますが、それに伴う保護者への相談支援の充実を図るために、健診の場に臨床心理士等の専門員の配置を考えていく必要があります。
- 乳幼児健康診査は毎月実施しており受診率は県平均より高いものの、毎年1割前後の未受診児がおり、健診の大切さについて保護者への意識啓発を強化する必要があります。

▶発達相談

- 発達が気になる子は1歳6か月と3歳児の健康診査で把握されるほか、関係機関(子ども課や障がい担当課など)からの情報提供により把握し、訪問や保育所(園)、子育て支援センターと連携した経過観察等を行っています。
- 発達が気になる子については、のびのび発達相談を月2回開催し、臨床心理士や言語聴覚士による相談指導を行い、療育が必要なケースについては、親子通園事業(ゆうな園)の紹介や専門機関への受診を勧めています。そのほか、定期健康相談・栄養相談や赤ちゃんすこやか広場で、乳幼児の発達に関する保護者からの相談に対応しています。

【施策の基本的な考え方】

妊婦の健康管理を通して、出産後の乳幼児の健やかな発育を助長するとともに、疾病や発育・発達の異常を早期に発見し、早期の治療・療育により障がいの予防や軽減を図ることは、その後の発達と自立において極めて重要であり、関係機関と連携した妊婦及び乳幼児の健康診査や保健指導、発達相談等の充実を図ります。

【今後の取り組み】

①妊婦の健康管理の充実

- 障がいのリスクが高くなる低出生体重児や未熟児の出現を予防するなど、安心・安全な出産が迎えられるよう、全ての妊婦に対して親子手帳交付時に面接を行い、妊婦の健康状態や生活習慣、家庭の状況等を把握し、適切な母体の健康管理や生活習慣の改善等について相談・助言・指導を行います。
- 面接や妊婦健康診査の結果より、低出生体重児の出現の可能性が高くなる糖尿病や高血圧症、肥満などを有する妊婦については、電話や訪問等により継続した相談指導等を行います。

②乳幼児健康診査の充実

- 乳幼児健康診査では、今後も、乳幼児の疾病や障がい、発達が気になる子を早期に発見し、早期の治療・療育や相談・指導等適切な支援につなぐことで、障がいの防止や軽減を図ります。そのためには、保護者の不安感を和らげ、治療・療育等により前向きになるよう、1歳6ヶ月児と3歳児の健康診査の場に、臨床心理士が配置できるよう取り組みます。
- 乳幼児健康診査の受診率の向上を図るために、広報啓発や母子保健推進員等と連携した未受診児の保護者への受診勧奨を強化します。

③のびのび発達相談の充実

- 1歳6ヶ月児と3歳児の健康診査等で把握された、発達が気になる子を対象に、のびのび発達相談を開催し、臨床心理士や言語聴覚士等による相談指導を引き続き実施します。
- 療育が必要なケースについては、適切なサービスや専門機関につながるよう、情報の提供や相談・助言等を行います。また、利用者の増に応じて開催回数の増に取り組みます。

④定期健康相談・栄養相談の推進

- 定期健康相談・栄養相談において、乳幼児の保護者からの相談にも対応し、身長・体重の測定や尿検査などを行い、その結果を踏まえて成長・発達に関する必要な助言・指導及び情報の提供を行います。

⑤赤ちゃんすこやか広場の推進

- 赤ちゃんすこやか広場の開催を通して、発達・育児に関する知識の普及や個別の相談に対し、必要な情報の提供や助言・指導等を行います。

⑥経過観察を通した支援の推進

- 低出生体重児について、保健所と連携した成長・発達の様子を把握するとともに、必要な助言・指導等を行います。
- 未熟児については、養育上必要があると認められる場合は、訪問により必要な指導等を行います。
- 障がいや発達が気になる乳幼児について、親子通園事業、障がい児保育と連携した経過観察を行い、必要に応じて適切な支援が受けられるよう、保健・福祉・医療・療育等の専門機関との連携を図ります。

⑦養育医療の給付

- 養育のために病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（「養育医療」）の給付を行います。



(2) 障がいの原因となる疾病予防対策の充実

【現状と課題】

▶ 身体障がいの原因疾患

- 身体障がい者のうち、循環器疾患による「心臓機能障害者」、「じん臓機能障害者」が増えてきています。
- 循環器疾患を発症する基礎疾患として高血圧、糖尿病などの生活習慣病によることが多く、特に、糖尿病は、神経障害や心疾患、腎疾患、その他様々な疾病を引き起こす重要な危険因子であることから、生活習慣病の中でも糖尿病対策がもっとも重要となります。また、人工透析を受けている者の中でも糖尿病性腎症によるケースが多い状況です。
- アンケート調査でも、身体障がいとなった原因として「生活習慣病」が 31.4%と最も高くなります。
- 本町では、特定健康診査の新規受診者に高血糖者が多いこと、糖尿病の要治療者で治療中断者や医療未受診者がいるほか、治療中であっても血糖値のコントロールが良くない者がおり、その対策に努めています。

▶ 特定健康診査・特定保健指導

- 特定健診の受診者の増を図るために、特定健診受診率向上対策指導員(嘱託)や特定健康診査受診協力員による未受診者への受診勧奨を行っています。
- 主として働き盛りの年代を対象とした、日曜健診(年 4 回)やナイト健診(年 2 回)を実施しています。日曜健診では、若い人の受診や初めて受診する人が増えてきています。また、ナイト健診も徐々に受診者が増えてきています。
- 特定健診の受診率は年々高くなってきており、平成 25 年度の受診率は 48.1%で、沖縄県平均の 37.1%より高く、目標受診率 60%の達成を目指しています。
- 特定保健指導実施率も年々高くなってきており、平成 25 年度は 74.1%と県平均の 55.5%を上回っています。また、特定保健指導対象者における継続受診率は 70.3%となっています。
- 特定健康診査受診者における受診勧奨判定者のうち、医療機関を受診した者は平成 25 年度が 46.3%(同規模自治体: 47.6%)となります(国民健康保険団体連合会の資料より)。生活習慣病の重症化予防のためにも医療機関への受診勧奨を強化する必要があります。

▶ 学童期の生活習慣病

- 全国的に肥満や小児糖尿病の子どもが増えてきていますが、子どもの頃の栄養状態の偏りが大人になってからの生活習慣病発症の大きな要因となります。
- 本町では、平成 24 年度に町内 4 小学校の 6 年生 12 クラスについて、小学校と連携した生活習慣病予防の授業を実施しました。その結果、脂質の多い食生活や夜型の生活リズム等の課題が見えてきました。

【施策の基本的な考え方】

生活習慣病等に起因する障がいの発生を防ぐために、住民一人ひとりが自らの健康を意識し、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりの動機付けやきっかけづくり、必要な情報の提供及び知識の普及啓発を図ります。また、健診受診者の増大と健診による疾病の早期発見、早期の適正治療を促進するとともに、健康管理に関する相談・指導の強化を図ります。さらに、生活習慣病は長年の生活習慣が影響するため、学童期からの生活習慣病の予防等の対策に取り組めます。

【今後の取り組み】

①特定健康診査受診率向上

- 特定健康診査の受診者の増を図るために、広報や各種保健事業を通して、健診の大切さについて地域への啓発を図るとともに、未受診者対策として、特定健診受診率向上対策指導員や特定健康診査受診協力員による未受診者への受診勧奨を引き続き行います。
- 健診未受診者へのアプローチにおいては、過去の健診データをもとにリストを作成し、過去の2次検査等の受診者及び糖尿病・糖尿病予備群の人に対しては、治療状況の確認を含めて重点的なアプローチを行います。
- 働き盛りの人で、平日や昼間に健診に行くことができない人のために、受診しやすいよう、今後も日曜健診やナイト健診(夜間健診)を実施します。

②特定保健指導の充実

- 特定保健指導の対象者が身体の状態と生活習慣との関係を理解し、生活習慣の改善につながるよう、今後も特定健康診査の結果を直接手渡すとともに、保健師・管理栄養士による結果説明と必要な保健指導を行います。
- 糖尿病等の生活習慣病への早期介入を図り重症化を防止するために、2次検査や町独自の詳細健診等を行い、必要な保健指導を行うとともに、適切な医療受診や生活改善等について継続したフォローを行います。

③健康づくり普及啓発活動の推進

- 健康づくりへの意識の普及啓発を図るために、今後も町広報紙による健康に関する情報の提供や各種団体への講話及び特定健康診査等の結果に基づき、町の健康実態に応じた学習会等を開催します。

④乳幼児期からの生活習慣病対策の推進

- 子どもの頃から将来的な障がいの要因となる生活習慣病を予防するために、乳幼児期から望ましい生活習慣が確立されるよう、広報や各種保健事業を通して保護者への意識啓発を図ります。
- 小学校と連携しながら、学童期の生活習慣について今後も実態の把握と情報を共有し、生活習慣病予防に向けた必要な対策を講じていきます。

(3) 精神保健福祉の充実

【現状と課題】

- 精神障がい者の日中活動を支援するために、町では地域デイケア(どんぐり会)を月 1 回開催しています。参加者は、町内精神科医療機関が実施する精神科デイケアの利用者が多いほか、地域活動支援センターや地域の就労継続支援事業所の利用者もいます。
- 精神に関する相談は、主として家族や周囲の人から、当事者へのかかわり方についての相談が多く、また、社会福祉協議会や区長、民生委員、事業所からの相談もあります。相談内容に応じて医療機関との調整や断酒会などの当事者団体の紹介を行うほか、南部福祉保健所による月 1 回の精神専門医相談事業との連携を図っています。さらに、心の健康相談事業として、町内の指定相談支援事業所から週 1 回、精神保健福祉士を派遣してもらい、相談対応の充実を図っています。
- 精神科医療機関からの退院者については、医療機関が主催する退院時調整会議に町の障がい担当や保健師及び南部福祉保健所が参加し、医療機関と連携した退院後のフォローに努めています。また、退院後も必要に応じてケース会議が開催されています。
- 精神障がい者は年々増えていきますが、相談は、悪化してから来るケースが多いことや家族関係がうまくいけなくなり、家族が当事者への対応を全て保健師に頼る傾向があります。

【施策の基本的な考え方】

精神保健福祉対策の充実を図るために、精神疾患に対する地域への理解啓発を進め、早期の適切な相談支援につなげるとともに、保健・福祉・医療等の関係機関とのネットワークを密にし、当事者の日常生活の安定及び社会復帰を目指して、日中活動の場の提供や医療機関退院者の地域生活への移行を支援します。

【今後の取り組み】

①理解啓発と相談体制の充実

- 精神疾患は誰にでも起こりうる疾患であること、また、適切な治療により症状の安定化を図ることが可能な疾患であること、早期の気づきと相談支援の必要性などについて、あらゆる機会を通じて、精神疾患に関する地域への理解啓発を積極的に推進します。
- 地域の相談窓口の周知徹底を図るとともに、関係機関と連携した相談体制の充実を図り、家族等と連携した早期の医療受診や日常生活及び社会生活の自立を支援します。

②日中活動の支援の推進

- 精神障がい者が自宅に引きこもることなく、社会参加の意欲が高まるよう、地域デイケア事業、町内精神科デイケアや地域活動支援センター、就労継続支援事業所等日中活動の場の紹介と利用促進を図ります。
- 断酒会等当事者団体の活動を支援します。さらに、一定期間事業所に通い仕事を通して社会的自立の促進、社会復帰を図るために、県が実施する「通院患者リハビリテーション事業(職親制度)」の利用を必要に応じて働きかけます。

③退院者の地域生活支援の推進

- 精神科医療機関を退院し、地域生活への移行を円滑にするため、今後も医療機関が主催する退院時調整会議や退院後のケース会議に参加し、南部福祉保健所との連携も図りつつ、地域生活への移行と継続に対し、必要な支援を行います。また、生活上の課題に応じて関係機関から必要な支援が受けられるよう調整を行います。さらに、今後は地域相談支援事業所(地域移行支援・地域定着支援)との連携を図ります。

(4) 医療費・補装具費の支給推進

【現状と課題】

- 「障害者総合支援法」のもと、心身の障がい軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減するために公費負担を行う、「自立支援医療制度」があります。
- 対象となるのは育成医療(18歳未満)、更生医療(18歳以上)及び精神通院医療で、いずれも利用者は増える傾向にあります。
- 身体障がい者・障がい児の失われた身体機能を補完・代替し、就労や日常生活の能率の向上などを図るために、「補装具費の支給」があります。

【施策の基本的な考え方】

心身の障がいの除去・軽減を図るための医療費や失われた身体機能を補完・代替する、補装具購入費にかかる自己負担額を軽減することにより、障がい者・障がい児の適切な医療受診と自立生活を支援していきます。

【今後の取り組み】

①自立支援医療の推進

- 育成医療、更生医療、精神通院医療について「自立支援医療制度」に基づき、必要な医療にかかる費用を支給するとともに、医療機関との連携や制度の周知を図り適切な利用を促します。

②補装具費の支給推進

- 「障害者総合支援法」のもと、身体障がい者・障がい児の失われた身体機能を補完・代替し、身体障がい者の就労その他日常生活の能率の向上、また、身体障がい児の将来の自立を育成・助長するために、補装具の購入又は修理に要した費用を支給するとともに、サービスの周知と適切な利用を促します。

2. 自立生活支援の充実

(1) 障害福祉サービスの推進

【現状と課題】

- 居住系サービスでは、「居宅介護」の利用者が多く、今後も増えるの見込んでおり、「行動援護」と「同行援護」の利用者はほぼ固定化し、横ばいで推移していくと見込まれます。また、「重度訪問介護」と「重度障害者等包括支援」はこれまで利用がなく、今後も見込めない状況です。
- 日中活動系サービスでは、「生活介護」と「就労継続支援（B型）」の利用者が多く、今後も増えるの見込んでいます。そのほかのサービスの利用者については、微増又は横ばいで推移すると見込んでいますが、「就労継続支援（A型）」については、利用者が比較的多いものの町内に事業所がないことから、今後整備を進める必要があります。
- 居住系サービスでは、「共同生活援助（グループホーム）」の利用者が増えるの見込んでおり、必要に応じて整備していく必要があります。
- 「計画相談支援」については、利用者は年々増えるの見込んでおり、平成27年度からサービス等利用計画が義務化されることから、それに向けた体制づくりを進める必要があります。
- 今後、障害福祉サービスの利用ニーズを的確に把握するとともに、必要なサービスについて関係機関と連携したサービス提供体制の整備推進に努める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

障がい者の日常生活及び社会参加を支援するために、障がい者が希望する障害福祉サービスが適切に利用できるよう、地域の実績に即したサービス提供の基盤整備を進めます。

障害福祉サービスの種類別の見込量及びその確保の考え方については、「障がい福祉計画(P73～)」を参照。

【今後の取り組み】

①訪問系サービスの整備推進

- 日常生活を営むのに支障のある障がい者の在宅生活を支援するために、障がい者のニーズを的確に把握し、在宅における介護や外出時の支援、行動に対する危険回避等必要な支援が受けられるよう、訪問系サービスの適切な整備を進めます。

②日中活動系サービスの整備推進

- 障がい者が地域で自分らしく暮らしていくために、ニーズに応じた様々な日中活動が選択できるよう、医療機関や障害者支援施設及びサービス提供事業所等と連携し、医療、介護、訓練、就労に関わる日中活動の場の整備を進めます。
- 就労継続支援(A型)については、県やその他の関係機関とも連携した整備促進に取り組みます。

③居住系サービスの整備推進

- 日中活動系サービスの利用と併せて、自宅以外で、夜間や休日に日常生活の援助又は介護等が受けられる、共同生活の場及び入所施設の確保を関係機関等との連携により進めます。

④相談支援を担う人材の確保

- 障がい者のニーズを踏まえた適切なサービス利用となるよう、サービス等利用計画作成の完全実施に向けて、作成を担う人材の確保と作成の効率化を図る仕組みを構築します。

(2) 障害児通所支援・相談支援の推進

【現状と課題】

- 「放課後等デイサービス」の利用者が多く、今後も増える見込んでおり、必要なサービス基盤の整備に努める必要があります。一方、「児童発達支援」、「医療型発達支援」の利用者はほぼ横ばいで推移し、「保育所等訪問支援」の利用者は見込めない状況です。
- 「障害児相談支援」についても、利用者は年々増える見込んでおり、平成27年度からはサービス等利用計画が義務化されることから、それに向けた体制づくりを進める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

サービス提供事業所や関係機関等との連携を密にし、障がい児への適切なサービスが提供できるよう、サービスの基盤整備や相談支援を担う人材を確保します。

障害児通所支援等の種類別の見込量及びその確保の考え方については、「障がい福祉計画(P79～)」を参照。

【今後の取り組み】

①障害児通所支援の推進

- 「児童発達支援(医療児童発達支援)」、「放課後等デイサービス」については、沖縄県発達支援センターや医療機関及び放課後等デイサービス事業所等と連携し、今後も必要なサービスの提供を行います。

②相談支援を担う人材の確保

- 障がい児のニーズを踏まえた適切なサービス利用となるよう、サービス等利用計画作成の完全実施に向けて、作成を担う人材の確保と作成の効率化を図る仕組みを構築します。

(3) 地域生活支援事業の充実

【現状と課題】

- 相談支援事業では、「障害者相談支援事業」及び「相談支援機能強化事業」を直営で行っていますが、人事異動により職員の専門性の確保が困難であるなどの課題があります。
- 「南風原町障がい者自立支援協議会」については、平成26年度より開催され、今後は、協議会の開催を通して障がい者支援体制の充実を図る必要があります。
- 障がい者の権利を擁護する「成年後見制度利用支援事業」について、周知と利用促進を図る必要があります。
- 「意思疎通支援事業」では、聴覚障がい者や言語機能障がい者等の意思疎通を図るために、手話通訳者や要約筆記者を派遣するほか、町の障がい福祉担当課窓口到手話通訳者を配置しています。
- 「日常生活用具給付等事業」や「移動支援事業」では、今後も利用者の増が見込まれます。
- 障がい者の日中活動の場となる「地域活動支援センター事業」については、町内事業所に委託して実施しています。
- その他の事業としては、「日中一時支援事業」により、親子通園事業の午後の預かり保育と児童デイサービスの土曜日実施を行っています。また、「自動車運転免許の取得費用」や「自動車の改造費用の助成」、障がい者の音楽サークルの活動支援する「本人活動支援事業」、「福祉機器リサイクル事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、文字による情報の入手が困難な障がい者に対し、町の広報紙や社協だよりを音訳する「声の広報等発行事業」を行っています。

【施策の基本的な考え方】

障害福祉サービスとともに、地域の障がい者・障がい児の実情やニーズを踏まえ、日常生活の自立や社会参加等を支えるために、地域生活支援事業の充実を図ります。

地域生活支援事業の事業ごとの見込量及びその推進方策については、「障がい福祉計画(P83～)」を参照。

【今後の取り組み】

①相談支援事業の充実・強化

- 「障害者相談支援事業」、「市町村相談支援機能強化事業」の充実を図るために、地域の相談支援事業所への事業委託を行います。
- 地域における障がい者の自立支援体制の充実を図るために、「南風原町障がい者自立支援協議会」の開催を通して、関係機関・関係者間のネットワークの充実を図ります。

②成年後見制度利用支援事業の推進

- 事業の周知を図り利用者の掘り起こしを行うとともに、利用に際して必要な支援を行います。

③意思疎通支援事業の推進

- 今後も、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、町の障がい福祉担当課窓口到手話通訳者を配置します。

④日常生活用具給付等事業の推進

○障がい者の日常生活の便宜を図るために、今後も適切な日常生活用具の給付等を行います。

⑤移動支援事業の推進

○屋外での移動が困難な障がい者の日常生活及び社会参加の便宜を図るために、今後も移動における必要な支援を行います。

⑥地域活動支援センター事業の推進

○障がい者に対し、創作的活動や生産活動等の機会の提供及び地域社会との交流促進などを図り、障がい者の地域生活を支援します。また、事業の周知と利用促進を図ります。

⑦その他事業の推進

○障がい者の日常生活及び社会生活を支援するために、「日中一時支援事業」、「自動車運転免許取得・改造助成金」、「本人活動支援事業」、「福祉機器リサイクル事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「声の広報等発行事業」を引き続き実施し、その充実を図るとともに、地域の障がい者の実情に応じて、他の必要な事業の実施に取り組みます。

⑧理解促進研修・啓発事業の実施

○障がい者理解・啓発の充実を図るため、障がい特性ごとのパンフレットの作成や教室、講演会、イベント等の開催を進めるために、「理解促進研修・啓発事業」の実施に取り組みます。

(4) 経済的支援の推進

【現状と課題】

障がい者の介護における経済的な負担軽減を図るために、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を支給しています。また、重度の心身障がい者・障がい児が医療機関を受診した場合の自己負担についても助成を行っています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者の介護の経済的負担の軽減を図り、福祉の向上が図られるよう、手当の支給や医療費の助成を行うとともに、制度の周知と適切な利用を推進します。

【今後の取り組み】

①手当・医療費の支給推進

○特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を引き続き支給します。また、重度心身障害者医療費助成制度により、医療機関を受診した場合の医療費を助成します。

第3節 住み良い環境と生きがいの持てるまち

1. 生活環境の整備推進

(1) バリアフリーの推進

【現状と課題】

- 「沖縄県福祉のまちづくり条例」の制定後、本町の道路、建築物等の公共施設の整備にあたっては、条例に基づき、障がい者や高齢者等の円滑な移動に配慮した、バリアフリーが行われています。
- 現在、町道を含む道路整備については、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、音声信号機等の整備、歩道の段差解消・点字ブロックの修繕等を進めています。
また、町内12か所の公園について、バリアフリー率の目標を立て障がい者用トイレ、スロープ、てすり等の未整備箇所のバリアフリーを進めています。バリアフリー率の目標は平成28年度までに64%としています。
- 町の総合保健福祉防災センター(ちむぐくる館)の建設にあたっては、ノーマライゼーションの考え方にに基づき、誰もが安心して利用できる施設とするため、工事の各段階においてバリアフリーの専門家に調査を依頼し、その意見を求めながら施設建設を行いました。
また、地域交流センター(中央公民館)の建設委員会のメンバーに障がい者代表も参加し、バリアフリー対策が必要な箇所について、障がい者の意見を踏まえて建設を進めてきました。
- 一方、条例制定以前の公共施設については、必要な箇所について改善を進めてきましたが、依然として物理的な障壁が多くみられます。
- アンケート調査でも、障がい者が外出しやすくなるために必要なこととして障がい者用トイレの設置、建物や歩道・道路の段差解消、手すりの設置、障がい者専用駐車場の整備、エレベーターの設置など、物理的な障壁が多くあがっています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者が安心して外出することができ、自立と社会参加が促進されるよう、公共施設の段差解消等物理的な障壁の除去を推進します。また、障がい者にとって住みよい生活環境は誰にとっても快適に暮らせる基盤となることから、住民全体の問題として、関係者の理解と協力を得ながら、住みよいまちづくりを推進していきます。

【今後の取り組み】

①公共施設の整備推進

- 新たに整備する道路や公共建築物、公園等について、引き続きバリアフリーに関する法律や「沖縄県福祉のまちづくり条例」等に基づく設置基準に従って、障がい者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進します。
- 今後も、新たに建設する公共建築物等については、障がい者等の意見を反映させる機会を確保します。

- 既存の公共施設については、障がい者をはじめ、誰もが快適に利用できるように、身体障害者用のトイレ、スロープ、手すり、エレベーターの設置、身体障がい者専用駐車スペースの確保等について、必要な整備等を進めます。また、公園施設のバリアフリー率の目標達成を目指します。
- 歩道についても、可能な限り歩道の段差解消や拡幅、ガードレールや信号機の設置等安全な歩行環境の整備を計画的に推進するほか、安全な歩行を妨げる車の違法駐車や障害物の設置及び身体障がい者専用駐車場への健常者の駐車防止等について、地域への啓発を行います。

②ユニバーサルデザインの普及啓発

- できるだけ多くの住民にとって、より快適な生活環境を整えるために、はじめからあらゆる方法で障壁を生み出させないようにデザインすることも大切であり、その観点からユニバーサルデザインの考え方を推進していきます。

「沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針」の考え方については「資料編(P102～)」を参照。

(2) 住環境の整備推進

【現状と課題】

- 障がい者が地域で安心して暮らしていく上で、体への負担が少ない快適な住環境を整えることが重要であり、在宅での自立生活を支援するために、住宅の改修等について相談支援の充実や必要な情報の提供に努める必要があります。また、施設や医療機関から地域への移行が進められている中で、グループホーム等の共同生活の場のニーズも高まっていることから、その整備推進を図る必要があります。

【施策の基本的な考え方】

- 障がい者それぞれの状態やニーズに応じた安心、安全、快適な住まいが確保できるよう、住宅改修等の相談支援の充実やグループホーム等の共同生活の場の整備を進めます。

【今後の取り組み】

①住環境の改善に関する相談支援の充実

- 障がい者の住まいが安全で快適に暮らせる場となるよう、住宅改修等に関して専門家と連携した相談体制の充実を図るとともに、日常生活用具給付等事業による自立生活支援用具等の利用や居宅生活動作補助用具(住宅改修費)の周知と利用促進を図ります。
- 65歳以上の障がい者については、介護保険の住宅改修費の利用促進を図ります。

②共同生活の場の整備推進

- 障害福祉サービスの居住系サービスである「共同生活援助(グループホーム)」といった共同生活の場について、障がい者のニーズを踏まえて、障害福祉サービス事業所や関係機関と連携し必要な整備に取り組みます。

2. 社会参加・生きがい活動の推進

(1) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進

【現状と課題】

○本町における、障がい者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動としては、「音楽サークル」が月1回開催されているほか、「沖縄県身体障害者スポーツ大会」への参加や盲人卓球を行っている視覚障がい者のグループがあります。また、町社会福祉協議会が主催する「障がい者スポレク交流事業」や「障がい者パソコン教室」が開催されています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動等多様な活動への参加は、障がい者の生活の質の向上や自己実現につながるとともに、障がい者の社会参加の促進と地域の障がい者に対する理解と認識を深めることから、障がい者のニーズに基づき必要な支援を行います。

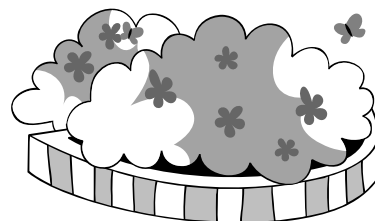
【今後の取り組み】

①スポーツ・レクリエーション活動の振興

○障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、「沖縄県身体障害者スポーツ大会」への参加や「障がい者スポレク交流事業」及び障がい者のグループ活動等について、地域の関係団体や関係機関等と連携し、必要な支援を行います。

②文化活動の振興

○障がい者の文化活動の振興を図るため、「障がい者パソコン教室」の開催や「音楽サークル」等の活動を支援するとともに、障がい者の具体的なニーズを踏まえて、障がい者に対応した生涯学習講座の開催やサークル活動に参加しやすい環境づくりを進めます。



(2) 就労支援

【現状と課題】

- 本町では、町内の就労継続支援事業所に家庭の資源ゴミの回収や食品の残さ回収(養豚の飼料を生産する)を委託しています。
- アンケート調査では、25.0%の障がい者が「就労している」と答え、そのうち「福祉的就労をしている(就労支援事業所など)」が35.5%と最も多く、次に「正規職員」が21.2%で、そのほか「非正規職」、「パート・アルバイト」などがあります。
- 就労してはいるものの「続けるのは困難」だとする障がい者が21.2%あり、その理由として「心身の負担が大きいこと」が主な理由としてあがっていますが、次に「給与・工賃などの収入が少ない」となります。そのほか、「職場の人間関係」、「通勤が大変」、「障がいに対する職場の理解不足」などの回答もあります。
- 一方、現在就労していない障がい者について、その理由をみると、就労意欲はあるものの、「自分に合った仕事が見つからない」、「雇用してもらえない」といった理由のほか、「働く自信がない」、「職場の障がい者理解に不安がある」といった理由で職場開拓に乗り出せない者もいます。また、今後取り組みたい活動として、「就労」をあげる障がい者が17.8%と2番目に多く、今後も、障がい者の就労を支援していく必要があります。
- 平成25年4月1日より、「障害者優先調達推進法」が施行されたことに伴い、本町でも平成26年12月に「南風原町障がい者優先調達推進方針」を定め、障害者就労支援施設等からの物品等の調達を図ることとしています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者が働くことを通じて生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加を図るために、障がいの特性や障がい者のニーズに応じた、多様な働き方ができるよう、事業所や関係機関等と連携した、雇用・就労への支援を行います。

【今後の取り組み】

①一般就労への移行促進

- 一般就労に意欲のある障がい者や家族等からの相談に対し、就労移行支援事業所やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の情報提供と利用支援を行うとともに、関係機関と連携し、一般就労に向けた訓練及び受入れ先事業所の確保に関する支援を行うなど、一般就労への移行を促進します。

②一般就労継続支援

- 現在、一般就労に従事している障がい者が、可能な限り継続して働くことができるよう、就労移行支援事業所やその他関係機関と連携し、就労に関する悩み等の相談体制の充実を図るとともに、勤務先事業所へ障がい者の雇用・就労に伴う必要な配慮を促します。
- ケースに応じて関係機関と連携した就労継続のための必要な支援を行います。

③福祉的就労支援の推進

- 一般就労が困難な障がい者の就労の場を提供していくために、就労継続支援事業所(A型・B型)の周知と利用促進を図るとともに、ニーズに応じた事業所の整備に取り組みます。
- 今後も就労継続支援事業所(B型)に対し家庭の資源ゴミの回収や食品残さ回収を引き続き委託します。

④就労機会の拡大推進

- 障がい者の就労機会の拡大を図るために、商工会と連携し、町内の一般事業所に対し、障がい者の就労機会の創出について理解啓発を行います。

⑤障がい者優先調達推進

- 「南風原町障がい者優先調達方針」に基づき、町の全ての機関より障害者就労支援施設等への物品購入や役務について優先的に発注します。また、毎年度の調達実績を取りまとめ公表します。



第5章 計画の推進に向けて

1. 庁内計画推進体制の整備

本計画は、保健、福祉、医療の分野に限らず、教育、雇用・就労、住環境、都市整備障がい者・児の日常生活及び社会参加にかかわる様々な分野に及ぶことから、町の全ての部署に計画の周知と啓発を行うとともに、障がい福祉の主管課を中心に関係課との連携を密にし、全庁的な計画の推進体制を整えます。

2. 地域及び関係機関等との連携

本計画は行政が中心となって進めていく計画ですが、国、県との連携とともに計画に係わる全ての事業所をはじめ、医療機関、町社会福祉協議会、町民生・児童委員協議会、町障がい者団体及び住民やボランティア等の理解・協力、参画がなければ計画の成果を上げることは困難です。このため、これらの多様な主体と連携を密にし、障がい者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるよう、支援ネットワーク体制の充実を図ります。

また、近隣市町村とは広域的な調整が図られるよう連携します。

3. 計画の周知

地域の人達や事業所、関係機関・団体等が障がい及び障がい者に対する理解を深め、本計画の推進に積極的にかかわり、障がい者が地域の一員として共に暮らしていけるよう、各施策の効果的な展開を図るために、町の広報紙やホームページ、パンフレット及び適切な機会を活用して、本計画の周知を図ります。



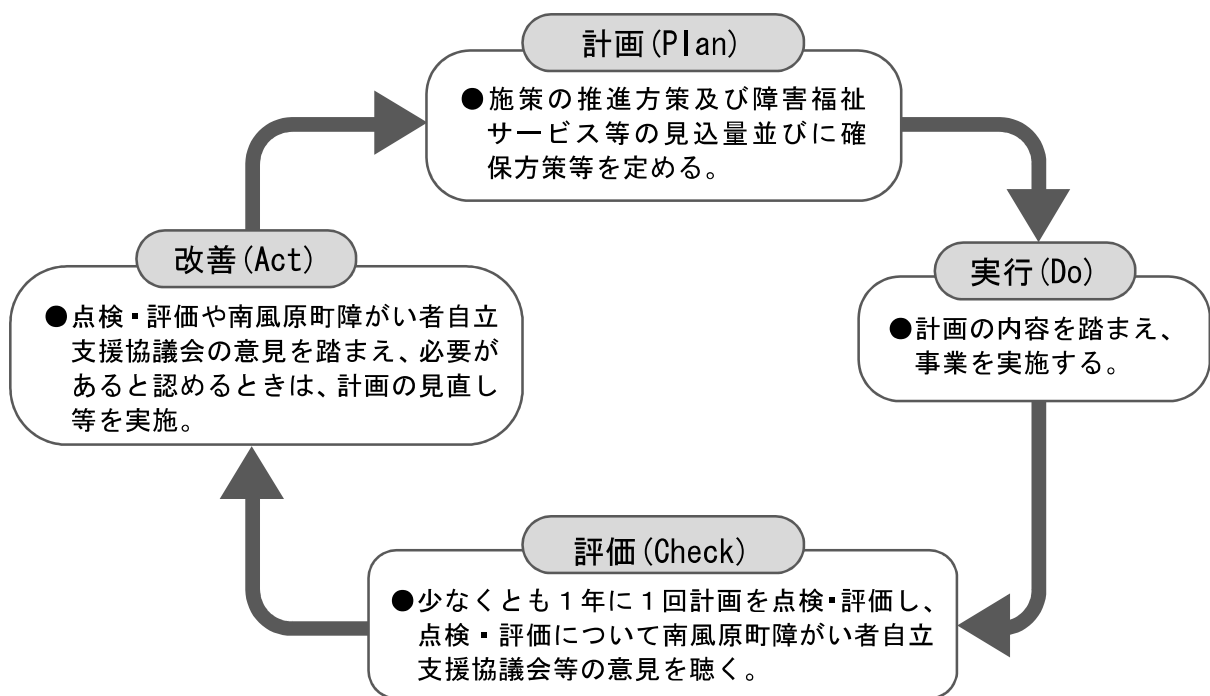
4. 計画の点検・評価

本計画の推進にあたっては、各々の取り組みの進捗管理が重要となります。

また、障害者総合支援法(第 88 条の 2)では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めた時は、計画を変更するなどその他の必要な措置を講じるとされています。そのため、「PDCAサイクル」を導入し、少なくとも年に 1 回は進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

そのためにも、「南風原町障がい者自立支援協議会」において、点検・評価の結果について報告し、協議会の意見・提言を得て計画の推進に活かします。

(PDCAサイクルのプロセスのイメージ)



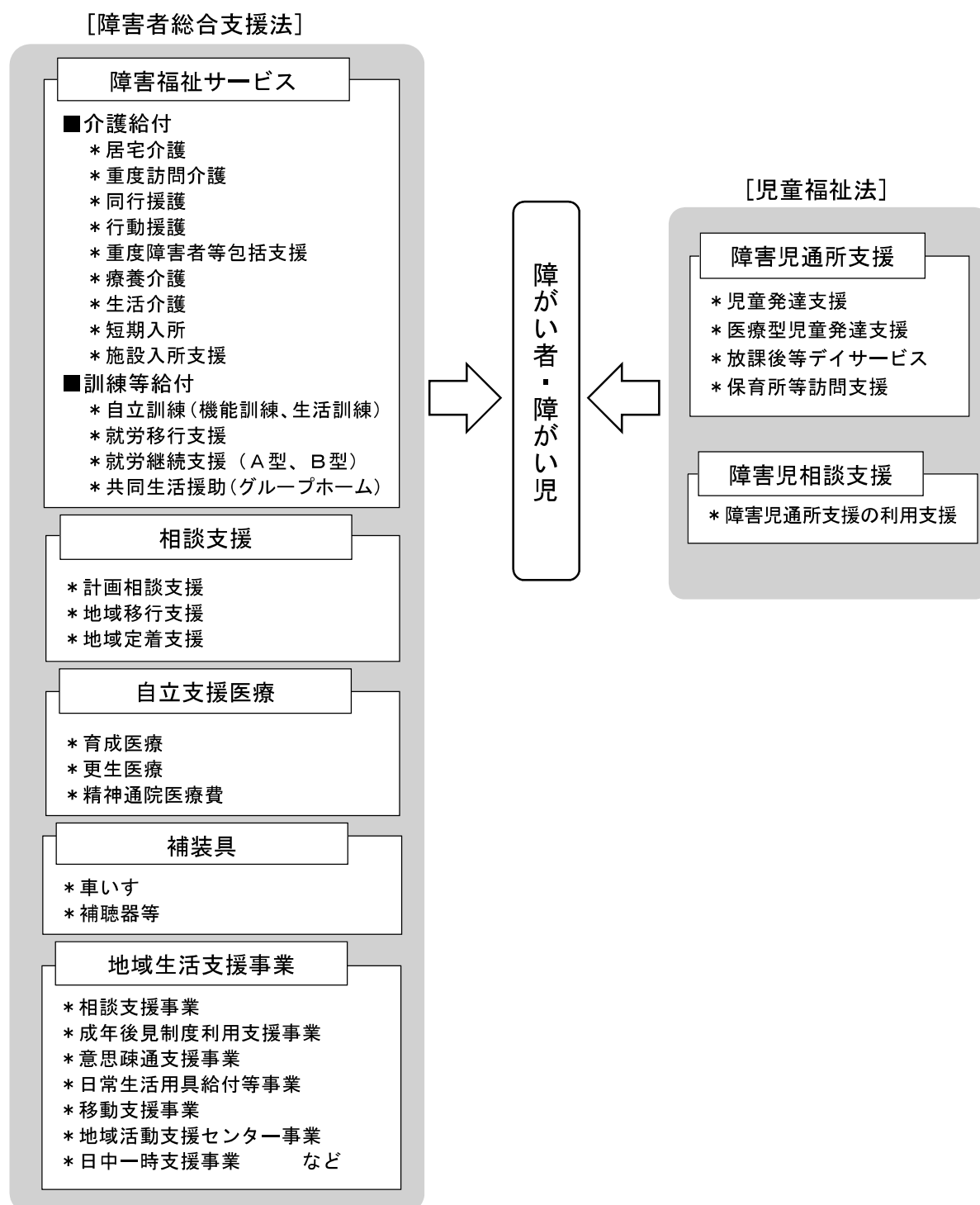
障がい福祉計画

第 1 章 計画の目的

1. 計画の目的

障がい福祉計画は、障がい者の日常生活や社会生活の自立を支援するために、施設から地域生活への移行及び一般就労への移行を推進するための数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス・障害児通所支援及び地域生活支援事業が身近な地域において提供できるよう、今後3年間の見込量を定め、計画的に整備推進を図ることを目的とします。

◎総合的な自立支援システムの体系



第2章 障害福祉サービスの推進

1. 成果目標の設定

国が定める基本指針を踏まえて、平成29年度における「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」に関する数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

ア. 成果目標の設定

事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	59人	平成25年度末(H26.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	58人	平成29年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	1人 2%	$C=A-B=E-D$ (国指針：目標4%以上削減)
新規入所者数(D)	1人	平成27年～平成29年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	2人	平成27年～平成29年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	2人 3%	(E)のうち、地域移行目標者(国指針：目標12%以上移行)

イ. 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠(考え方)

- ①県による福祉施設等利用者の実態調査を基に見込みました。
- ②平成25年度末の施設入所者59人に対し、平成27年度から平成29年度末までの退所者数は2人、新規入所は1人を見込んでおり、平成29年度末の入所者数は58人となります。
- ③退所者数及び地域移行目標数は、いずれも地域生活への移行に向けて、現に相談している人数を見込みました。

ウ. 施設入所者の地域生活への移行に係る方策

- ①地域生活への移行者は、入所施設において地域で自立した生活がおくれるよう訓練を受けて、在宅での生活をめざします。
- ②地域生活への移行にあたっては、住居の問題や障害福祉サービス等の利用支援及びその他の生活支援が必要となるため、入所施設や医療機関、委託相談支援事業所等関係機関が連携した支援体制を構築します。
- ③地域で生活するためには、地域住民の障がい者に対する理解と協力が不可欠であるため、地域への理解啓発に取り組むとともに、必要に応じて地域による見守りや安否確認、生活支援等の環境づくりを進めます。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

ア. 福祉施設から一般就労への移行者数

目標年度(平成 29 年度)における 1 年間の一般就労移行者数は、国の指針と町の実情を踏まえて平成 24 年度実績の 7 倍(7 人)とします。

事 項	数 値	備 考
平成 24 年度の年間一般就労移行者数	1 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度(平成 29 年度)における年間一般就労移行者数	7 人 (7.00 倍)	平成 29 年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数(国指針：平成 24 年度実績の 2 倍以上)

イ. 平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数

目標年度(平成 29 年度末)における障害者就労移行支援事業の利用者については、国の指針では平成 25 年度末実績の 60%以上としています。町の実情を踏まえて、平成 25 年度末実績から 57%減の 8 人とします。

事 項	数 値	備 考
平成 25 年度末の就労移行支援事業所の利用者数	14 人	平成 25 年度末の就労移行支援事業所の利用者数
目標年度(平成 29 年度末)における障害者就労移行支援事業所の利用者数	8 人 (57%減)	平成 29 年度末の障害者就労移行支援事業所の利用者数(国指針：平成 25 年度末の 6 割以上(60%以上))の増加

ウ. 平成 29 年度末における管内の就労移行支援事業所の就労移行率

平成 29 年度末の町内就労移行支援事業所数は 1 カ所を見込んでおり、就労移行率が 3 割以上となる事業所はないものと見込みます。

事 項	数 値	備 考
平成 25 年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数	0 か所	平成 25 年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数(県提供資料より)
平成 25 年度末の管内就労移行支援事業所の就労移行率が 3 割以上の事業所数	0 か所 (0.00%)	平成 25 年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数(県提供資料より)
平成 29 年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	1 か所	平成 29 年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、平成 25 年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、平成 25 年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
平成 29 年度末の管内就労移行支援事業所の就労移行率が 3 割以上の事業所数	0 か所 (0.00%)	国指針：平成 29 年度末の管内障害者就労移行支援事業所の就労移行率が 3 割以上の事業者が全体の 5 割以上

エ. 就労移行支援事業所の就労移行率増に係る方策

就労移行支援事業所とハローワーク、障害者就業・生活センター、商工会等の関係機関と連携し、一般事業所への障害者雇用に関する情報の提供と理解促進に取り組みます。

2. 障害福祉サービスの見込量

これまでの実績や地域の実情を勘定して、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間における障害福祉サービスの見込量を定め、南風原町におけるサービス提供体制の整備に取り組みます。

なお、実際のサービス提供にあたっては、サービスを見込まなかったことを理由に、サービスを受けることができないということではなく、ニーズに応じた必要なサービスについては適時整備を行います。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

平成 26 年度の見込みについては、平成 26 年度 7 月までの実績に基づき見込みました。

平成 27 年度以降については、利用者数は平成 23 年度から平成 26 年度にかけての平均の伸び率(5%)を前年度の利用者数に乗じて算出しました。

利用量は、平成 26 年度の 1 人あたり月平均利用時間(12.7 時間)を利用者数に乗じて算出しました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	利用者数(人/月)	38	58	61	64	67
	利用量(時間分/月)	693.5	738.5	774	813	851

②重度訪問介護

これまで利用実績がなく、今後も見込めないと判断しました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
重度訪問介護	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(時間分/月)	0	0	0	0	0

③行動援護

平成 26 年度の見込みについては、平成 26 年度 7 月までの実績に基づき見込みました。

これまでの実績から、今後も急激な利用者数の増は無いと判断し、平成 27 年度以降は 1 人増の 2 人を見込んでいます。

利用量については利用者 1 人あたり 8 時間で見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
行動援護	利用者数(人/月)	1	1	2	2	2
	利用量(時間分/月)	5	8.5	16	16	16

④同行援護

平成 26 年度の見込みについては、平成 26 年度 7 月までの実績に基づき見込みました。

利用者は固定化しており、平成 27 年度以降については、1 人増の 19 人で推移すると見込みました。

利用量については、平成 26 年度の 1 人あたり月平均利用時間(16 時間)を利用者数に乗じて算出しました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
同行援護	利用者数(人/月)	17	18	19	19	19
	利用量(時間分/月)	295.5	292.5	309	309	309

⑤重度障害者等包括支援

これまで利用実績がなく、今後も見込めないと判断しました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
重度障害者等 包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(時間分/月)	0	0	0	0	0

[見込量確保の考え方]

「居宅介護」の利用者数の増は大きいと、事業所の受入れ枠の拡大について調整を図るほか、必要に応じて新たな事業所の確保に取り組みます。

そのほかのサービスについては、利用者はほぼ横ばいであるため、現事業所で対応できると判断します。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

平成 26 年度の見込みについては、平成 26 年度 7 月までの実績に基づき見込みました。

平成 27 年度以降については、利用者数は平成 23 年度から平成 26 年にかけての平均の伸び率(5%)を前年度の利用者数に乗じて算出しました。

利用量は、平成 26 年度の 1 人あたり月平均利用日数(19.4 日)を利用者数に乗じて算出しました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	利用者数(人/月)	83	88	92	96	100
	利用量(人日分/月)	1,704	1,706	1,785	1,862	1,940

②自立訓練（機能訓練）

平成 26 年度の見込みについては、平成 26 年度 7 月までの実績に基づき見込みました。

平成 27 年度以降については、利用者数は 1 人増の 2 人を見込んでおり、利用量は平成 26 年度の 1 人あたり月平均利用日数(14 日)を利用者数に乗じて見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人/月)	0	1	2	2	2
	利用量(人日分/月)	0	12	28	28	28

③自立訓練（生活訓練）

平成 26 年度の見込みについては、平成 26 年度 7 月までの実績に基づき見込みました。

平成 27 年度以降については、利用者数はこれまでの推移から、毎年度 1 人増を見込みます。

利用量については、平成 26 年度の 1 人あたり月平均利用時間(12 時間)を利用者数に乗じて算出しました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人/月)	5	6	7	8	9
	利用量(人日分/月)	91	69	84	96	108

④就労移行支援

平成 26 年度の見込みについては、平成 26 年度 7 月までの実績に基づき見込みました。

平成 27 年度以降については、利用者数は毎年度 1 人増を見込みます。利用量は平成 25 年度の 1 人あたり月平均利用日数(15 日/月)を利用者数に乗じて算出しました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	利用者数(人/月)	14	8	9	10	11
	利用量(人日分/月)	202	75	135	150	165

⑤就労継続支援（A 型）

平成 26 年度の見込みについては、平成 26 年度 7 月までの実績に基づき見込みました。

平成 27 年度以降については、利用者数は毎年度 1 人増を見込みます。利用量については平成 26 年度の 1 人あたり月平均利用日数(15 日)を利用者数に乗じて算出しました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援 (A 型)	利用者数(人/月)	10	16	17	18	19
	利用量(人日分/月)	174	193	255	270	285

⑥就労継続支援（Ｂ型）

平成 26 年度の見込みについては、平成 26 年度 7 月までの実績に基づき見込みました。

利用者数は毎年大きく増えてきているものの落ち着いてきていると判断し、平成 27 年度以降については、利用者数は毎年度 3 人の増を見込みます。利用量は平成 26 年度の 1 人あたりの月平均利用日数(15 日)を利用者数に乗じて算出しました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援 (Ｂ型)	利用者数(人/月)	84	107	110	113	116
	利用量(人日分/月)	1,519	1,614	1,650	1,695	1,740

⑦短期入所

平成 26 年度の見込みについては、平成 26 年度 7 月までの実績に基づき見込みました。

平成 27 年以降については、利用者数はこれまでの各年度の利用者数の実績(月平均)に基づき見込みました。利用量は平成 26 年度の 1 人あたり月平均利用日数(4 日)を利用者数に乗じて算出しました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所	利用者数(人/月)	8	12	10	10	10
	利用量(人日分/月)	41	46	40	40	40

⑧療養介護

利用者数は 8 人で固定化しており、今後も増えることはないと判断しました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	利用者数(人分/月)	8	8	8	8	8

[見込量確保の考え方]

「生活介護」、「就労継続支援(Ｂ型)」については、利用者の増が大きいものの、事業所も増える傾向にあり、対応は可能であると判断しますが、必要に応じて事業所の受け入れ枠の拡大について調整を図るほか、新たな事業所の確保に取り組みます。

そのほかのサービスについては、利用者はほぼ横ばいであるため、現状で対応できると判断します。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助

近隣市町でも事業所が増えてきていることから、毎年度3人の増を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	利用者数(人分/月)	17	20	23	26	29

② 施設入所支援

これまでの利用者数の推移から、毎年度1人の増を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	利用者数(人分/月)	59	58	59	60	61

[見込量確保の考え方]

「共同生活援助」の利用者が大きく増えると見込んでいますが、町内事業所の状況から対応は可能であると判断します。「施設入所支援」については、利用者の増は大きくないため、現在の町内事業所で対応可能であると判断します。



(4) 相談支援

①計画相談支援

平成 26 年度の見込みについては、平成 25 年度までの計画未立案者数で見込みました。平成 27 年度については、平成 25 年度と平成 26 年度の全利用者数(360 名)を見込み、平成 28 年度以降は毎年度 20 人の増を見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	利用者数(人分/月)	122	238	380	400	420

②地域移行支援

これまで利用実績はありませんが、福祉施設から地域移行を進めることから、毎年度 1 人を見込んでおきます

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域移行支援	利用者数(人分/月)	0	0	1	1	1

③地域定着支援

これまで利用実績はありませんが、福祉施設から地域移行を進めることから、毎年度 1 人を見込んでおきます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域定着支援	利用者数(人分/月)	0	0	0	1	1

[見込量確保の考え方]

「計画相談支援」については、平成 27 年 4 月より障害福祉サービスを利用する全ての利用者に、サービス等利用計画を作成することが義務づけられました。

本町ではこれまで、税確定後の 6 月に利用者負担額の更新を行い、同時にサービス等利用計画の作成を案内していましたが、作成時期が集中するため計画を作成する事業所の対応が追いつかず、作成を断られるケースが出てきました。

今後は、利用者負担額の更新手続きを利用者の誕生月、若しくは障害支援区分の終了月に合わせてもらうことで、サービス等利用計画の作成時期を分散させることとします。これにより、計画相談支援の見込みに十分対応できると判断します。

「地域移行支援」、「地域定着支援」については、利用者は少ないことから、町内事業所で対応可能であると判断します。

3. 障害児通所支援・相談支援の見込量

①児童発達支援

平成 26 年度の見込みについては、平成 26 年度 7 月までの実績に基づき見込みました。

平成 27 年度以降については、特別支援学級児童及び 18 歳未満の療育手帳所持者が増加傾向にあることから、毎年度 2 人の増を見込みます。利用量は平成 26 年度の 1 人あたり月平均利用日数(9 日)を利用者数に乗じて算出しました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用者数(人/月)	9	19	21	23	25
	利用量(人日分/月)	68.4	133	189	207	225

②医療型児童発達支援

利用者が転出した為、平成 26 年度下半期の利用者は 0 人ですが、新規利用者 1 人の増を見込んでいます。利用量は、これまでの実績から 1 人あたり月平均利用日数(6 日)を見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療型児童発達支援	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1
	利用量(人日分/月)	6	2	6	6	6

③放課後等デイサービス

平成 26 年度の見込みについては、平成 26 年度 7 月までの実績に基づき見込みました。

平成 27 年度以降については、利用者数はこれまでの推移から、毎年度 2 人増を見込みます。利用量は平成 24 年度から平成 26 年度の 1 人あたり月平均利用日数(16 日)を利用者数に乗じて算出しました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	83	85	87	89	91
	利用量(人日分/月)	1,245	1,394	1,392	1,424	1,456

④保育所等訪問支援

これまで利用実績がなく、県内でも 1 事業所しかいないため、今後も利用は見込めないと判断します。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(人日分/月)	0	0	0	0	0

⑤障害児相談支援

平成 26 年度の見込みについては、平成 25 年度までの計画未立案者数で計上しています。平成 27 年度については、平成 25 年度と平成 26 年度の利用者を合わせた人数(107 名)に、毎年度 5 人増を見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	利用者数(人分/月)	19	88	112	117	122

[見込量確保の考え方]

「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」については、利用者の増が大きいため、必要に応じて事業所の受け入れ枠の拡大や新たな事業所の確保に取り組みます。

「医療型児童発達支援」については、利用者は増えることがなく、現状で対応できると判断します。

「障害児相談支援」については、平成 27 年 4 月より、障害児通所支援を利用する全ての利用者に、サービス等利用計画を作成することが義務づけられました。

本町では計画相談支援と同じくこれまで、税確定後の 6 月に利用者負担額の更新を行い、同時にサービス等利用計画の作成を案内していましたが、作成時期が集中するため計画を作成する事業所の対応が追いつかず、作成を断断られるケースが出てきました。

今後は、利用者負担額の更新手続きを利用者の誕生月、若しくは障害支援区分の終了月に合わせてもらうことで、サービス等利用計画の作成時期を分散させることとします。これにより、計画相談支援の見込に十分対応できると判断します。



●障害福祉サービス見込量一覧

サービス名	区分(単位)	第 3 期計画		第 4 期計画		
		実績	見込量	見込量		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	利用者数(人/月)	38	58	61	64	67
	利用量(時間分/月)	693.5	738.5	774	813	851
重度訪問介護	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(時間分/月)	0	0	0	0	0
行動援護	利用者数(人/月)	1	1	2	2	2
	利用量(時間分/月)	5	8.5	16	16	16
同行援護	利用者数(人/月)	17	18	19	19	19
	利用量(時間分/月)	295.5	292.5	309	309	309
重度障害者等包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(時間分/月)	0	0	0	0	0
生活介護	利用者数(人/月)	83	88	92	96	100
	利用量(人日分/月)	1,704	1,706	1,785	1,862	1,940
自立訓練（機能訓練）	利用者数(人/月)	0	1	2	2	2
	利用量(人日分/月)	0	12	28	28	28
自立訓練（生活訓練）	利用者数(人/月)	5	6	7	8	9
	利用量(人日分/月)	91	69	84	96	108
就労移行支援	利用者数(人/月)	14	8	9	10	11
	利用量(人日分/月)	202	75	135	150	165
就労継続支援（A型）	利用者数(人/月)	10	16	17	18	19
	利用量(人日分/月)	174	193	255	270	285
就労継続支援（B型）	利用者数(人/月)	84	107	110	113	116
	利用量(人日分/月)	1,519	1,614	1,650	1,695	1,740
短期入所	利用者数(人/月)	8	12	10	10	10
	利用量(人日分/月)	41	46	40	40	40
療養介護	利用者数(人分/月)	8	8	8	8	8
共同生活援助	利用者数(人分/月)	17	20	23	26	29
施設入所支援	利用者数(人分/月)	59	58	59	60	61
計画相談支援	利用者数(人分/月)	122	238	380	400	420
地域移行支援	利用者数(人分/月)	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数(人分/月)	0	0	0	1	1
児童発達支援	利用者数(人/月)	9	19	21	23	25
	利用量(人日分/月)	68.4	133	189	207	225
医療型児童発達支援	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1
	利用量(人日分/月)	6	2	6	6	6
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	83	85	87	89	91
	利用量(人日分/月)	1,245	1,394	1,392	1,424	1,456
保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(人日分/月)	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数(人分/月)	19	0	88	112	117

第3章 地域生活支援事業の推進

1. 地域生活支援事業の見込量

障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の社会資源等の整備状況やこれまでの利用状況を踏まえ、地域生活支援事業における事業種類ごとの見込量を定めます。

(1) 障害者相談支援事業

- 相談支援利用者数は今後も増える傾向にあり、これまでの利用者の伸び率から、平成27年度については、平成25年度実績の10%増を見込み、平成28年度以降は前年度に対し5%増を見込みました。
- 障害者相談支援事業は直営で実施しており、役場担当職員が相談支援業務を担っています。また、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士の資格を有する職員(嘱託)を配置した、機能強化事業についても直営で実施しています。しかし、直営での実施においては、職員の異動により専門性の確保が困難であること、町が自立支援給付を決定する権限を持つこと、職員が相談支援以外の業務に時間を割かれるといった課題があります。
- そのため、平成27年度より町内の指定相談支援事業所に委託し、見込みについても十分対応できると判断します。但し、委託相談支援事業所とは密に連携した支援を行います。

事業名	単位	見込量	見込量		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用者数	650	893	937	983

(2) 成年後見制度利用支援事業

- 障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障害者及び精神障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ利用が困難な者に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
- 精神保健法の改正により医療機関から地域への移行が促進されることから、毎年度1人の利用を見込んでおきます。

事業名	単位	見込量	見込量		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	1	1	1

(3) 意思疎通支援事業

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

○手話通訳者の派遣は、今後も本町に登録された手話通訳者等を障がい者からの要請により派遣します。また、生活、労働、教育等の関係機関からの要請に応じて斡旋します。

なお、時間外や緊急時の利用に際しては、沖縄県身体障害者福祉協会が直接障害者等からの依頼を受けて派遣しています。

利用目的は、通院や教育活動(家庭訪問含む)、講演会、講和、会議等と多岐に渡ります。

○要約筆記者の派遣は、今後も要約筆記者として本町に登録された者の中から、障がい者等の要請に応じて派遣します。

○利用者は固定化してきており、現時点では利用者の増は見込めないため、現状で対応できると判断します。

事業名	単位	見込量	見込量		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	20	20	20	20

②手話通訳者設置事業

○聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、今後も手話通訳者を町の担当課窓口配置します。また、配置した手話通訳者は手話通訳者派遣の際のコーディネートを行います。

事業名	単位	見込量	見込量		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者設置事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1

(4) 日常生活用具給付等事業

○重度障がい者の日常生活の便宜を図るために、今後も必要な日常生活用具の購入費を公費で援助します。また、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合った適切な日常生活用具を給付します。

○利用者数は、「情報・意思疎通支援用具」については増えることがないと見込んでいますが、そのほかの用具については、平成27年度以降それぞれ1人～3人の増加を見込んでいます。

用具の種類	単位	見込量	見込量		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①介護・訓練支援用具	実利用者数	5	8	8	8
②自立生活支援用具	実利用者数	9	12	12	12
③在宅療養等支援用具	実利用者数	11	14	14	14
④情報・意思疎通支援用具	実利用者数	18	18	18	18
⑤排泄管理支援用具	実利用者数	40	43	43	43
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実利用者数	1	2	2	2

(5) 手話奉仕員養成研修事業

○聴覚障害者等の意思疎通支援による社会参加促進及び情報提供の充実を図るために、今後も手話奉仕員としての技術と知識を有する人材を養成する、手話奉仕員養成講座を県聴覚障害者情報センターに委託して実施します。

○平成 26 年度では、「人間・基礎編」と「応用編」の 2 講座を開催したため、受講者数は 17 人となりますが、平成 27 年度以降は「人間・基礎・応用」を 1 講座で行うため受講者数は 12 人を見込みます。(定員 15 人の 8 割とする)

事業名	単位	見込量	見込量		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	17	12	12	12

(6) 移動支援事業

○屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すために、ガイドヘルパー（事業所との契約により派遣）による外出の際の個別支援を今後も進めます。

○利用者数は、肢体不自由者が増加していることから、そのうちの 1 割が新規利用者として加わると見込みました。また、利用実績（利用時間）は、平成 26 年度の 1 人あたり利用時間（54.5 時間）に、平成 27 年度以降の利用者数を乗じて見込みました。

○見込みに対して、必要に応じて新たな事業所の確保に取り組みます。

事業名	単位	見込量	見込量		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	実利用者数	43	47	51	56
	利用実績(時間)	2,342	2,562	2,780	3,052

(7) 地域活動支援センター

○障がい者等の社会参加や日常生活の自立を支援するために、今後も地域活動支援センターにおいて通所による創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

本事業は沖縄県精神障害者福祉会に委託(機能強化事業Ⅲ型)して実施しています。精神と知的の障がい者が利用しており、今後も利用者が地域に根ざして暮らしていけるよう支援します。

○利用者数の増は現状では見込んでいませんが、自宅に閉じこもりがちな障がい者も多く、広報等の活動の充実を図るとともに、地域活動支援センターとの情報交換や相談支援事業との連携を図り、利用促進に取り組みます。

事業名	単位	見込量	見込量		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用者数	12	12	12	12

(8) 日中一時支援事業

- 障がい者の日中における活動の場の確保と障がい者等の家族の就労支援、介護者の一時的な休息を確保するため、今後も親子通園事業(ゆうな園)での午後の預かり保育や放課後等デイサービスの土曜日実施を行います。また、人工呼吸器使用等の重症心身障害者への対応も図ります。
- 実施箇所数は毎年1箇所ずつ増えるの見込んでおり、利用者数は、これまでの利用者の推移から各年度1割程度(5人)の増を見込み、これにレスパイトケアの利用者を毎年度1人加えました。見込みに対し、事業所と連携し適切な事業実施を行います。

事業名	単位	見込量	見込量			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
日中一時支援事業	実施箇所数	15	16	17	18	
	実利用者数	54	60	66	72	

(9) 本人活動支援事業

- 障がい者等が自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援するための事業で、町内の「障がい者相談支援センターりんく」に委託し、障害者のための音楽サークルを開催しています。
- 活動は毎月1回で、南風原町総合保健福祉防災センターで開催され、毎回多くの障がい者が参加しています。また、保護者やボランティアの参加もあり、利用者には好評です。今後も引き続き事業を実施するとともに、事業実施を通して地域社会との交流機会の拡充を図ります。
- 利用者数は平成26年度に比べて、平成27年度以降は3人増える見込みですが、現状で対応できると判断します。

事業名	単位	見込量	見込量			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
本人活動支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	
	実利用者数	20	23	23	23	

(10) 福祉機器リサイクル事業

- 不要になった福祉機器を再利用できるよう修繕等を行い貸し出すことにより、今後も在宅療養者の日常生活のサポート、一時的に制度活用が困難な者に対するの応急的支援を行います。利用者数は横ばいで推移すると見込みます。
- 平成27年度以降の利用者数については、利用は肢体不自由な者に提供するため、平成24年度から平成25年度の肢体不自由者の増を勘案して、利用者数を見込みました。

事業名	単位	見込量	見込量			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
福祉機器リサイクル事業	実施箇所数	1	1	1	1	
	実利用者数	111	120	130	140	

(11) 声の広報事業

- 今後も町社会福祉協議会に委託し、文字による情報の入手が困難な方を対象に、町広報誌や社協だよりを音訳し、希望者に音訳テープや音訳CDを定期的に無料で提供します。
- 利用者が固定化されていますが、事業の周知徹底を図り潜在的なニーズ把握に取り組みます。
利用者数は、事業の周知が図られてきているため、毎年度1人増を見込みました。

事業名	単位	見込量	見込量			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
点字・声の広報事業	実施箇所数	1	1	1	1	
	実利用者数	15	16	17	18	

(12) 自動車運転免許取得費・改造費助成事業

- 今後も身体障害者手帳を所持する満18歳以上の者が、自動車の運転免許を取得しようとする場合の取得費用(上限10万円)及び自動車を改造しなければ自分で運転できない者に対し、自分で運転するための改造費用(上限10万円)を助成します。
- 利用者数は、これまでで最も利用の多かった年度の人数(2人)を見込んでおきます。

事業名	単位	見込量	見込量			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	実施箇所数	1	1	1	1	
	実利用者数	2	2	2	2	

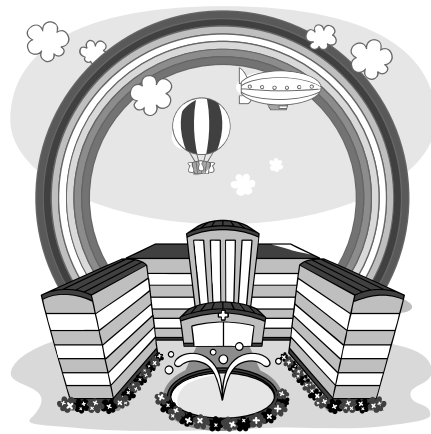


地域生活支援事業の見込量一覧

事業名	単位	第3期計画	第4期計画			
		見込量	見込量			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
(1) 障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	1	1	1	1	
	実利用者数	650	893	937	983	
(2) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	1	1	1	
(3) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	20	20	20	20	
② 手話通訳者設置事業	実施箇所数	1	1	1	1	
(4) 日常生活用具給付等事業						
① 介護・訓練支援用具	実利用者数	5	8	8	8	
② 自立生活支援用具	実利用者数	9	12	12	12	
③ 在宅療養等支援用具	実利用者数	11	14	14	14	
④ 情報・意思疎通支援用具	実利用者数	18	18	18	18	
⑤ 排泄管理支援用具	実利用者数	40	43	43	43	
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用者数	1	2	2	2	
(5) 手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	17	12	12	12	
(6) 移動支援事業	実利用者数	43	47	51	56	
	利用実績(時間)	2,342	2,562	2,780	3,052	
(7) 地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1	1	
	実利用者数	12	12	12	12	
(8) 日中一時支援事業	実施箇所数	15	16	17	18	
	実利用者数	54	60	66	72	
(9) 本人活動支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	
	実利用者数	20	23	23	23	
(10) 福祉機器リサイクル業	実施箇所数	1	1	1	1	
	実利用者数	111	120	130	140	
(11) 声の広報事業	実施箇所数	1	1	1	1	
	実利用者数	15	16	17	18	
(12) 自動車運転免許取得費・改造費助成事業	実施箇所数	1	1	1	1	
	実利用者数	2	2	2	2	

2. 障がい者自立支援協議会の充実

- 相談支援事業を効果的に実施するために、地域において障がい者を支える関係者間のネットワークの構築が不可欠であることから、中立・公平な相談事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進するために、「南風原町障がい者自立支援協議会」を設置しています。しばらく開催されていませんでしたが平成 26 年度より再開され、これから協議会の機能強化を進める事になります。
- 今後は、定期的な開催が図られるよう開催に向けた体制の充実を図ります。また、障がい者への支援は様々な分野で展開されることから、就労や保育、教育、住居等に関わる幅広い分野から参加が図られるよう取り組むとともに、地域の障害者の実情に応じて、より適切な支援が提供されるよう、必要に応じて部会(ワーキングチーム)を設置し、困難事例の検討・調整、その他必要な取り組みを進めます。



資料編

■地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要（平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布）

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ①重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
- ②共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- ④地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

6. サービス基盤の計画的整備

- ①障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ②基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日（ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日）

4. 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討）

- ①常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ②障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

■題名・目的・理念

○改正障害者基本法を踏まえ、法の目的規定を改正し、基本理念を創設することにより、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。
【平成 25 年 4 月 1 日施行】

目的の改正

○「自立」の代わりに、新たに、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記。
○障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととする。

基本理念の創設

23 年 7 月に成立した改正障害者基本法で、目的や基本原則として盛り込まれた、

- ①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念
- ②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- ③可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられること
- ④社会参加の機会の確保
- ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥社会的障壁の除去といった重要な考え方を新法の理念としても規定することとしたもの。

といった重要な考え方を新法の理念としても規定することとしたもの。

題名

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
「障害者自立支援法」
↓
「障害者総合支援法（※）」

■障害者の範囲の見直し

○制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。
【平成 25 年 4 月 1 日施行】

⇒難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある方々に対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。

⇒これまで補助金事業として一部の市町村での実施であったが、全市町村において提供可能になる。

⇒受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけでなく、新法に定める障害福祉サービスに広がる。

《現状》

★障害者自立支援法における支援の対象者は、以下のとおり。

- ・身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障害者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者（発達障害者を含み、知的障害者を除く。）

★身体障害者の定義永続し、かつ一定以上の障害があるものを対象身体障害者の範囲身体障害者福祉法別表に限定列挙

⇒症状が変動しやすいなどにより難病患者等が障害福祉サービスの支援の対象外となる場合がある。

★難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付）

事業を実施する市町村に対し、国が費用の一部を補助（平成 24 年度予算：2 億円、健康局予算事業）
難治性疾患克服研究事業の対象である 130 疾患と関節リウマチの患者を対象

◎対象となる者の範囲については、政令で定めることとしており、厚生科学審議会難病対策委員会での議論等を踏まえ、施行（平成 25 年 4 月 1 日）に向けて検討する。

■障害支援区分への名称・定義の改正

- 「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とする。
【平成26年4月1日施行】

改正内容①《「障害支援区分」への変更》

- ★「障害の程度(重さ)」ではなく、標準的な支援の必要の度合を示す区分であることが分かりにくい。
⇒名称変更

改正内容②《知的障害・精神障害の特徴の反映》

- ★知的障害・精神障害については、コンピューターによる一次判定で低く判定される傾向があり、専門家の審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できないのではないかと。
(平成22年10月から23年9月までの状況を調査した結果、二次判定において、身体障害者：20.3%、知的障害者：43.6%、精神障害者：46.2%が一次判定より高く評価された。)
⇒政府は、障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。(附則第2条)

改正内容③《今後の給付》

- ★①障害児・者の社会的状況(介護者、居住の状況等)を考慮すべきとの指摘や、
②総合福祉部会で提言された協議調整方式、支援ガイドラインについてどう考えるかとの課題もある。
⇒「政府は、この法律の施行後3年を目途として、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。」(附則第3条1項)

■障害者に対する支援(①重度訪問介護の対象拡大)

- 重度訪問介護の対象者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とする。
【平成26年4月1日施行】
⇒厚生労働省令において、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者・精神障害者に対象拡大する予定

(参考) 現行の制度内容

	【重度訪問介護】	【行動援護】
(対象者)	・重度の <u>肢体不自由者</u> で常時介護を要する障害者(区分4以上)	・ <u>知的障害又は精神障害</u> により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するもの(区分3以上)
(サービス内容)	・身体介護、家事援助、見守り、外出時の介護を総合的に提供 ・長時間の利用を想定	・行動する際に生じ得る危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護を提供 ・8時間までの利用を想定
(報酬単価)	・1,403単位(7.5時間以上8時間未満)	・2,487単位(7.5時間以上)
(介助者資格)	・20時間の養成研修を修了	・知的障害、精神障害の直接処遇経験2年以上又は直接処遇経験1年以上+20時間の養成研修を修了
(研修内容)	・介護技術、医療的ケア、コミュニケーション技術など	・障害特性理解、予防的対応、制御的対応、危険回避技術習得等

■障害者に対する支援（②共同生活介護の共同生活援助への一元化）

（ケアホーム） （グループホーム）

○共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合。 【平成26年4月1日施行】

⇒障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進。

《背景》

- ★今後、障害者の高齢化・重度化が進むことを背景として、介護が必要な障害者のグループホームの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となるケースが増加することが見込まれる。
- ★現行、介護が必要な人と必要のない人を一緒に受け入れる場合、グループホーム、ケアホームの2つのタイプの事業所指定が必要。
- ★現にグループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上。

地域における住まいの選択肢のさらなる拡大・事務手続きの簡素化等の観点から
ケアホームをグループホームに一元化。
グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、**入浴、排せつ又は食事の介護**その他の日常生活上の援助を提供。

◎グループホームへの一元化に併せて、次の運用上の見直しを検討

外部サービス利用規制の見直し

個々の利用者の状態像に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、グループホームの新たな支援形態の1つとして、**外部の居宅介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行うこと**を検討。

サテライト型住居の創設

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、**本体住居との連携を前提とした『サテライト型住居』の仕組みの創設**を検討。

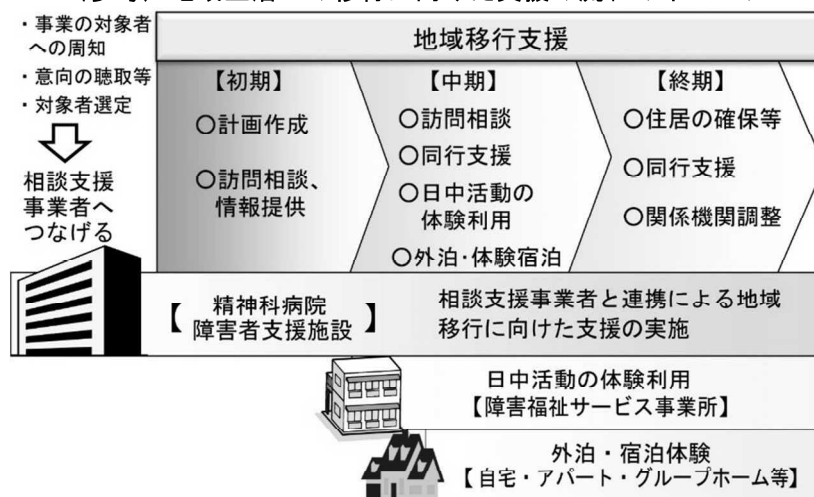
■障害者に対する支援（③地域移行支援の対象拡大）

○地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、**その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの**を追加。 【平成26年4月1日施行】

⇒厚生労働省令で定める対象となる者の具体的な範囲については、施行に向けて検討

※重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、**保護施設、矯正施設等を退所する障害者**などに対象拡大する予定

（参考）地域生活への移行に向けた支援の流れのイメージ



■障害者に対する支援（④地域生活支援事業の追加）

○市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。

- ①障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
- ②障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ③市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- ④意思疎通支援を行う者の養成※手話奉仕員の養成を想定
〔その他、手話及び要約筆記を行う者の派遣も実施〕

○都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。

- ①意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、又は派遣する事業
※手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者の養成又は派遣を想定
- ②意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業

【平成25年4月1日施行】

⇒地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化

《地域生活支援事業の概要》

・事業の目的

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施。

・財源

補助金（一部交付税措置あり）

※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】国1／2以内で補助

【市町村事業】国1／2以内、都道府県1／4以内で補助

・予算額

22年度		23年度		24年度
440億円	⇒	445億円	⇒	450億円

■サービス基盤の計画的整備

- 障害福祉計画に「サービスの提供体制の確保に係る目標」等を必ず定める事項に追加
 - 基本指針や障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
 - 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、ニーズ把握等を行うことを努力義務化
 - 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化
- 【平成 25 年 4 月 1 日施行】

基本指針の見直し

基本指針

厚生労働大臣が定める、障害福祉サービス等の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

1 目標に関する事項の追加

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を、新たに定めることとする。

2 障害者等の関係者の意見の反映

基本指針の案を作成・変更する際は、障害者等及びその家族等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

3 実態を踏まえた基本指針の見直し

障害者等の生活の実態等を勘案して、必要があると認めるときは、基本指針を変更する。

障害福祉計画の見直し

市町村（都道府県）障害福祉計画

市町村（都道府県）が基本指針に即して（広域的な見地から）定める、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画

1 障害福祉計画に定める事項の見直し

- ①市町村・都道府県が計画に定める事項に、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を加える。
- ②市町村・都道府県が計画に定めるよう努める事項に、医療機関、教育機関、公共職業安定所等との連携を加える。

2 実態を踏まえた障害福祉計画の作成

市町村は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握・勘案して計画を作成するよう努める。

3 障害福祉計画の調査、分析及び評価の実施

市町村及び都道府県は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行う。

協議会の見直し

自立支援協議会

地方公共団体が設置する、関係機関や団体、障害者等の福祉、医療、教育、雇用の従事者等により構成される協議会

1 名称の変更

自立支援協議会の名称を、地域の実情に応じて変更できるよう、協議会に改める。

2 構成員

協議会の構成員に障害者等及びその家族が含まれる旨を明記。

3 協議会の設置

地方公共団体は協議会を設置するよう努めるものとする。

■配慮規定・検討規定

【配慮規定】（附則第2条）

障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、厚生労働省令で定める区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

【検討規定】（附則第3条）

障害者等の支援に関する施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後3年を目途として、

- | | |
|---|--|
| ①常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、 | ④障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、 |
| ②障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、 | ⑤手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、 |
| ③障害者の意思決定支援の在り方、 | ⑥精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方 |

等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

また、検討に当たっては、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

■その他所要の整備

○障害者総合支援法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法について、その他所要の整備を行う。
【平成25年4月1日施行】

障害者及び障害児に対する意思決定支援（障害者総合支援法、児童福祉法、知的障害者福祉法）

- 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者等は、障害者の意思決定の支援に配慮するとともに、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならないものとする。
- 指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者等は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならないものとする。
- 市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、知的障害者の支援体制の整備に努めなければならないものとする。（知的障害者福祉法）

相談支援の連携体制の整備（障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法）

- 基幹相談支援センターの設置者は、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員、身体・知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者等との連携に努めなければならないものとする。
- 身体障害者・知的障害者相談員は、身体・知的障害者が障害福祉サービス事業等のサービスを円滑に利用できるように配慮し、障害福祉サービス事業者等との連携を保って業務を行うよう努めなければならないものとする。

後見等に係る体制の整備（知的障害者福祉法）

- 市町村・都道府県は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者を家庭裁判所に推薦すること等に努めなければならないものとする。
（参考：市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修を追加。）

指定障害福祉サービス事業者等の欠格要件（障害者総合支援法、児童福祉法）

- 介護人材が安心して事業所で支援に従事できるよう、最低賃金法などの労働法規に違反して罰金刑を受けた事業者は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の指定を受けられないこととする。

■障がい者のためのシンボルマーク

シンボルマーク	概 要
	障害のある人々が利用できる建築物、施設や公共交通機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。 国際リハビリテーション協会が 1969 年にアイルランドのダブリンで開催された総会で採択し、マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 特に車いすの利用者を限定し使用されるものではなく、すべての障害のある人を対象としたものです。 【関係機関・団体】 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
	世界盲人連合が、1984 年 10 月にサウジアラビアのリヤドで開催した設立総会で採択したもので、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」とされています。 信号機や国際点字郵便・書籍などで見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者への利用の配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。 【関係機関・団体】 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会
	世界ろう連盟が、1979 年にブルガリアで開催した総会での一般会員による投票により半数以上の支持を得たものです。 1980 年に一般に紹介されてからは、いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されています。 【関係機関・団体】 世界ろう連盟
	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。 聴覚障害者は障害そのものが分かりにくいために、誤解されたり、不利益を蒙ったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について、ご協力をお願いします。 【関係機関・団体】 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
	内部障害・内臓疾患を示すマークとしてつくられました。 内部障害(心臓、呼吸機能、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能等)や内臓疾患(難病、その他内臓機能疾患)は、外見から分かりにくいいため、一般社会にその存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするために、このマークが生まれました。 このマークを着用している方を見かけた場合には、内部障害への利用の配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。 【関係機関・団体】 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会
	オストメイト(人工肛門・人工ぼうこうを保有する人)の利用に配慮した多機能型障害者用トイレなどを表すマークです。 このトイレには、オストメイトが排泄物の処理、ストーマ装具の交換・装着、ストーマ周辺皮膚の清拭・洗浄、衣服・使用済み装具の洗濯・廃棄などができる設備があります。 【関係機関・団体】 財団法人 日本オストミー協会

シンボルマーク	概 要
	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。 「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関・デパート・ホテルなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴ができるようになりました。 補助犬はペットではありません。体の不自由な人の体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されて、衛生面も管理されています。 お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている人を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いします。 【関係機関・団体】 厚生労働省社会・援護局
	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときに、運転する車に表示する標識です。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に対して無理に幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となります。 【関係機関・団体】 警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課
	政令で定める程度の聴覚障害のあること理由に免許に条件を付されている方が、周囲の運転者に対する注意喚起のため、運転する車に表示する標識です。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた自動車に対して無理に幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となります。 【関係機関・団体】 警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課

■ユニバーサルデザインについて（「沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針」より抜粋）

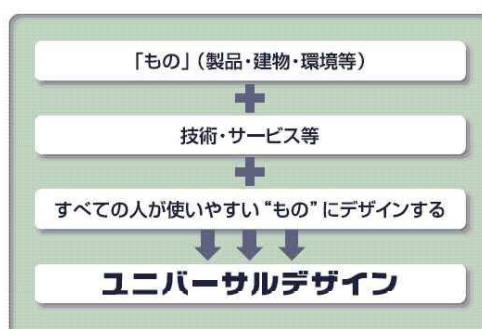
●ユニバーサルデザインの考え方・定義

「ユニバーサルデザイン」とは、Universal（普遍的な、全体の）と Design（設計、構想、計画）という英単語が合わさったもので、その頭文字をとってUD（ユーディ）とも呼ばれます。

「特に改造などしなくてもはじめから、できるだけすべての人が利用しやすいように製品、環境をデザインする（つくる）」と定義され、年齢、性別、国籍（言語）、身体能力等の個人差に関わらずそれを利用するすべての人を対象として、それら個々人の多様性から要求される様々なニーズにできる限り対応する「もの」をつくる、という考え方です。

近年、科学技術の発達や、情報化等により、誰にでも利用しやすい、便利なものが増加しつつありますが、まだまだ他にもこういったものをつくる必要があると考えられています。

すべての人が利用しやすいものをつくるとはいえ、実際には物理的（技術的）な問題を含めて困難な場合もあります。ユニバーサルデザインは、ものをつくるときに目標とすべきものを表す、ヒントになる考え方なのです。



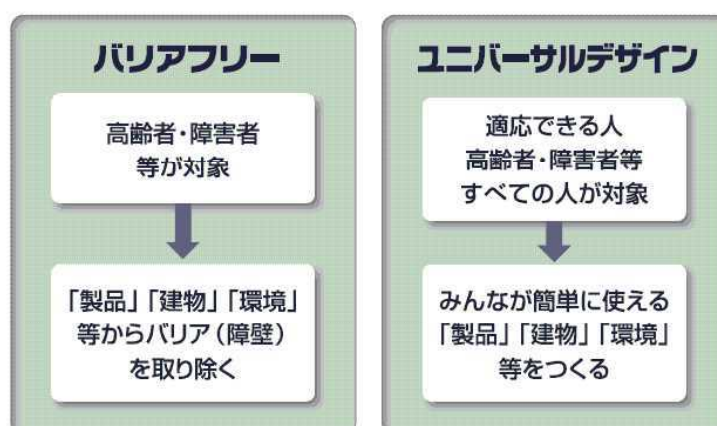
●ユニバーサルデザインとバリアフリー

高齢者の増加や障害者の社会参加に伴い、急速に広まった「バリアフリー」は、高齢者や障害者が利用しやすいように建物やサービス等からバリア（障壁）を取り除くという考え方です。

これに対して、「ユニバーサルデザイン」は、バリアフリーのように高齢者や障害者だけを対象とするのではなく、すべての人にとって利用しやすいものをついものをつくるという考え方です。くる、というところから発想し、はじめからバリアの存在しないものをつくるという考え方です。

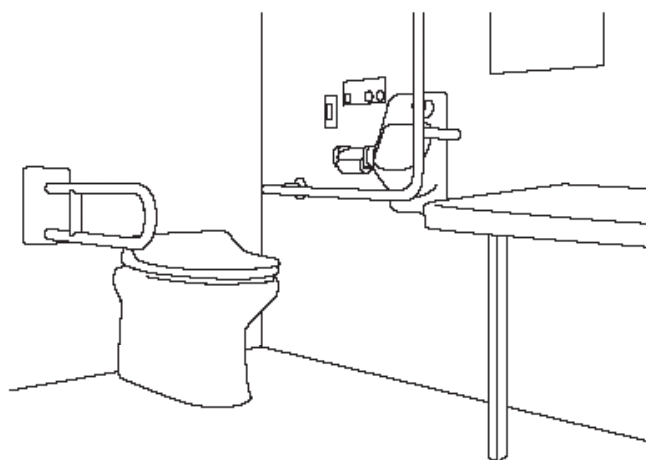
また、ユニバーサルデザインは「年をとって身体能力が衰えたり、ケガをして一時的に不自由になることもある。また不案内な土地へ行けば移動に制約ができる。（人はある意味）だれでもみな障害をもつ。」という考え方がベースになっています。

たとえ、ユニバーサルデザインを導入しても、バリアフリーが不要になるわけではありません。すでにつくられたものに存在するバリア（障壁）はできるだけ減らし（バリアフリー化）、新たにつくるものには、バリアがないように「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れていくことが求められているのです。



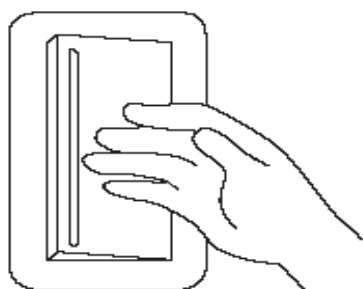
ユニバーサルデザイン7つの原則 ～事例紹介～

- ① 誰にでも支障なく公平に利用できる。
- ② さまざまな使い方に柔軟に対応する。
- ③ 使い方が簡単で直感的にすぐ使える。
- ④ 使うために必要な情報がすぐに認知できる。
- ⑤ 操作ミスや危険につながりにくい。
- ⑥ 無理のない姿勢や少ない労力で、楽に使える。
- ⑦ 利用、接近のしやすい大きさ、広さがある。



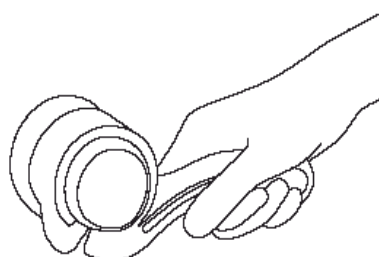
多目的トイレ

高齢者、車イスの方、乳幼児を連れた方等、誰にでも使いやすいよう、広く、手すり(横・縦)、乳幼児ベッド等が設置されている。



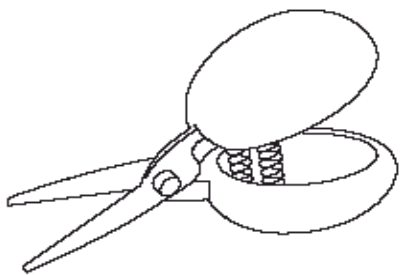
大型のスイッチ

物を持ちながらでも、身体障害の有無、年齢を問わず、操作しやすい。



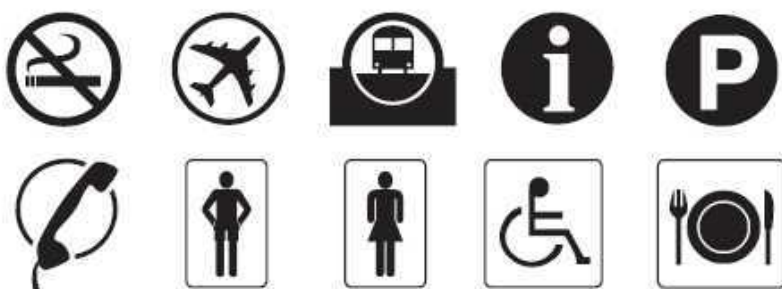
ドアノブレバーハンドル

子ども、高齢者・障害者等、握力の弱い方でも開けやすい。



左右使いハサミ

手の不自由な方でも、年齢、右利き・左利きを問わずに使える。



分かりやすいサイン

国籍、年齢、身体障害の有無等を問わず、誰にでも一目で理解しやすい。

■南風原町障がい者計画策定委員会設置条例

平成19年10月 1 日条例第21号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、南風原町障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい者計画の策定に関すること。
- (2) その他障がい者計画の策定に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 障がい者
- (4) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■南風原町障がい福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年 9 月25日訓令第32号

改正

平成26年12月 8 日要綱第27号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「障がい福祉計画」という。）を策定するため、南風原町障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障がい福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他障がい福祉計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 視覚障がい者代表
- (3) 聴覚障がい者代表
- (4) 南風原町身体障害者福祉会代表
- (5) 福祉施設各代表（身体、知的及び精神障がい者の町内施設）
- (6) 南風原町民生委員児童委員連合会代表
- (7) 南風原町社会福祉協議会代表
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、障がい福祉計画の策定をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に、第3条に規定する事項に関して調査研究及び調整を行わせるため、民生部職員、社会福祉協議会職員及び障がい者団体職員等をもって構成する作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の構成員（以下「部員」という。）の任期は、委員会の委員と同様とする。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は民生部保健福祉課長をもって充て、副部会長は部会長が指名する。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

7 部会長は、必要に応じ部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月25日から施行する。

附 則（平成26年12月8日要綱第27号）

この要綱は、公布の日から施行する。

■障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会名簿

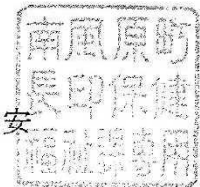
No.	氏名	住所	委員肩書	備考
1	砂川 守夫	南風原町字兼城 402 番地 7	学識経験者	会長
2	松田 智子	南風原町字宮平 610 番地 1	視覚障がい者	
3	野原 龍信	南風原町字喜屋武 57 番地 2F	聴覚障がい者	
4	上原 直三	南風原町字新川 30 番地 5	南風原町身体障害者福祉会	副会長
5	大城 麻希子	南風原町字宮平 499 番地	福祉施設（身体）	リズム
6	宮城 司	南風原町字宮平 655 番地 1	福祉施設（知的）	りんく
7	西平 幸男	南風原町字大名 48 番地 1	福祉施設（精神）	大名の丘
8	大城 早恵子	南風原町字津嘉山 1652 番地 2	南風原町民生委員児童委員連合会	
9	桃原 徹貞	南風原町字津嘉山 658 番地 1 シャングリラ風 208	南風原町社会福祉協議会	



南保第3394号
平成26年12月 8日

南風原町障がい者計画・
障がい福祉計画策定委員会
会 長 砂 川 守 夫 殿

南風原町長 城 間 俊 安



南風原町障がい者計画・障がい福祉計画の策定について（諮問）

南風原町は、平成23年度に策定した「第2次南風原町障がい者計画・南風原町第3期障がい福祉計画」及び平成24年度に制定された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」をもとに、障がい者・児の安心した生活や生きがいづくり等の強化、地域で継続して暮らしていけるような社会づくりを図ってきました。

つきましては、南風原町の今後3年間の障がい者施策のために、貴会のご意見を求めます。

平成 27 年 3 月 27 日

南風原町長 城 間 俊 安 殿

南風原町障がい者計画策定委員会
会 長 砂 川 守 夫

南風原町障がい者計画・障がい福祉計画の策定について（答申）

平成 26 年 10 月 28 日付け、南保第 3394 号で諮問のありましたみだしの件について、本策定委員会で慎重に審議を重ねた結果、『第 3 次南風原町障がい者計画・南風原町第 4 期障がい福祉計画』としてまとめましたので答申いたします。

本計画の推進にあたっては、その趣旨をかんがみ障がい者・児やその家族等、広く町民に周知徹底され全庁的な取り組みのなかで町民や関係機関・団体の理解と協働で着実に本計画の推進が図れるように要望します。

記

1. 第 3 次南風原町障がい者計画・

南風原町第 4 期障がい福祉計画・・・・別添のとおり

**第3次南風原町障がい者計画・
南風原町第4期障がい福祉計画**

平成27年3月

策定：南風原町役場 民生部 保健福祉課
〒901-1195
沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686 番地
電話：098-889-4416

協力：有限会社 システム・エッグ
〒901-1103
沖縄県島尻郡南風原町与那覇 115-1
電話：098-888-3090

